

平成 25 年第 3 回定例会

麻 績 村 議 会 会 議 録

平成 25 年 9 月 19 日 開会

平成 25 年 9 月 26 日 閉会

麻 績 村 議 会

平成25年第3回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月19日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の説明	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○村長挨拶	7
○諸般の報告	8
○請願、陳情、要請等の委員会付託	8
○議案第1号～議案第17号までの一括上程、提案理由の説明	9
○認定第1号～認定第9号の一括上程	13
○平成24年度決算書会計管理者説明	13
○平成24年度決算審査意見書報告	21
○散会の宣告	23

第 2 号 (9月25日)

○議事日程	25
○出席議員	25
○欠席議員	25
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	25
○事務局職員出席者	25

○開議の宣告	2 6
○議事日程の説明	2 6
○一般質問	2 6
若 林 今朝路 君	2 6
宮 下 聡 君	3 3
尾 岸 健 史 君	5 0
坂 口 和 子 君	6 2
小 山 福 績 君	7 5
○委員長報告	8 1
○散会の宣告	8 6

第 3 号 (9月26日)

○議事日程	8 7
○出席議員	8 8
○欠席議員	8 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 9
○事務局職員出席者	8 9
○開議の宣告	9 0
○議事日程の説明	9 0
○認定第1号の質疑、討論、採決	9 1
○認定第2号の質疑、討論、採決	9 6
○認定第3号の質疑、討論、採決	9 7
○認定第4号の質疑、討論、採決	9 8
○認定第5号の質疑、討論、採決	9 8
○認定第6号の質疑、討論、採決	1 0 0
○認定第7号の質疑、討論、採決	1 0 1
○認定第8号の質疑、討論、採決	1 0 2
○認定第9号の質疑、討論、採決	1 0 5
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 0 9
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 0 9

○議案第 3 号の質疑、討論、採決	1 1 0
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	1 1 0
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 1 1
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 1 2
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 1 2
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 1 3
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 1 3
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 1 7
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 1 7
○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 1 8
○議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	1 2 1
○同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○同意第 2 号の上程、説明、質疑、採決	1 2 3
○発議第 1 号の上程、質疑、討論、採決	1 2 4
○発議第 2 号の上程、質疑、討論、採決	1 2 5
○発議第 3 号の上程、質疑、討論、採決	1 2 5
○発議第 4 号の上程、質疑、討論、採決	1 2 6
○発議第 5 号の上程、質疑、討論、採決	1 2 6
○発議第 6 号の上程、質疑、討論、採決	1 2 7
○議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○村長挨拶	1 2 9
○閉会の宣告	1 3 0

○ 招 集 告 示

麻績村告示第26号

平成25年第3回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年9月11日

麻績村長 高野 忠 房

1 日 時 平成25年9月19日（木） 午後1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 塚原紀男君

2番 高野長男君

3番 若林今朝路君

4番 坂口和子君

5番 小山福績君

6番 宮下聡君

7番 尾岸健史君

8番 宮下光晴君

不応招議員（なし）

平成25年第3回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成25年9月19日（木）午後1時30分開会

開会（開議）の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 議案第1号から議案第17号まで一括上程

議案第 1号 麻績村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第 2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 麻績村税以外の諸収入金に対する督促手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 麻績村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 麻績村営水道条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 字の区域変更について

議案第 8号 財団法人聖高原開発公社の解散に伴う残余財産寄附追加受納について

議案第 9号 平成25年度麻績村一般会計補正予算（第3号）

議案第10号 平成25年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第11号 平成25年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議案第12号 平成25年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 13 号 平成 25 年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 14 号 平成 25 年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 15 号 平成 25 年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 16 号 平成 25 年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 17 号 平成 25 年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 認定第 1 号から認定第 9 号まで一括上程

認定第 1 号 平成 24 年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成 24 年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成 24 年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成 24 年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成 24 年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成 24 年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 平成 24 年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 平成 24 年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9 号 平成 24 年度麻績村観光事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 平成 24 年度決算書会計管理者説明

日程第 9 平成 24 年度決算審査意見書報告

出席議員（8名）

1 番 塚原紀男君

2 番 高野長男君

3 番 若林今朝路君

4 番 坂口和子君

5 番 小山福績君

6 番 宮下聡君

7 番 尾岸健史君

8 番 宮下光晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長	高野忠房君	副村長	市川浩史君
教育長	塚原勝幸君	村づくり推進課長	宮下利秀君
会計管理者兼 総務課長	清水清君	振興課長	飯森力君
住民課長	柳原俊文君	観光課長	宮下和樹君
教育次長	峰田江津子君	監査委員	花岡興男君

事務局職員出席者

議会事務局長	宮下勝富	書記	宮川美矢子
--------	------	----	-------

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮下光晴君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

初めに、9月15日に麻績村議会議員一般選挙が執行されましたが、第15期同志の議員の中で3名の議員が立候補され、めでたく当選されました。今後のさらなるご活躍を期待するとともにお祝いを申し上げます。

ただいまの出席議員8名全員です。定足数に達していますので、平成25年第3回麻績村議会定例会第1日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（宮下光晴君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎会議録署名議員の指名

○議長（宮下光晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第112条の規定により、2番、高野長男議員、5番、小山福績議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（宮下光晴君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

8月21日開催の議会運営委員会において、本日9月19日から9月26日までの8日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を9月19日から9月26日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月26日までの8日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（宮下光晴君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

最初に、さきの議会議員選挙でめでたく再選されました議員各位には心よりお喜び申し上げますとともに、引き続き麻績村発展のためにご活躍されますよう、お祈り申し上げます。

本日ここに、平成25年第3回麻績村議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ全員のご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ことしは、全国で春の低温、夏の猛暑と異常気象による農作物への影響がありましたが、村内におきましては大きな影響もなく、また、さきの台風18号においても全国各地で発生したような大きな災害もなく、例年並みの豊作の秋を迎えようとしております。

さて、国においては安倍政権のアベノミクスと称する経済対策により、日本経済に明るさが見えてまいりましたし、過日決定いたしました2020年東京五輪に向けてさらなる景気浮

揚の期待が高まっております。しかし、地方経済にはいまだ明るさの见えない部分も多く、T P P問題、消費税増税、東日本大震災の復興、領土問題、新エネルギー対策、欧州の経済危機など多くの課題が山積しております。

こうした中、平成25年の上半期が過ぎようとしておりますが、麻績村においては新規事業を含めおおむね順調に推移しております。特に、若者定住策、子育て支援事業の推進、歴史的遺産・遺構文化財の保全、生活道路整備、防災対策など目に見える進展ができておりますこと、議員各位を初め、村民皆様のご理解、ご協力によるものと深く感謝を申し上げます。

今後も限りある財源の中で、村民皆様のお声を大切に受けとめながら、今、何を優先すべきか、めり張りのある村政運営をしていきたいと考えておりますので、議員各位には引き続き格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会では、平成24年度決算認定を初め、条例の改正、制定、平成25年度一般会計及び特別会計の補正予算、人事案件ほかの議案を提出させていただきます。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（宮下光晴君） 日程第4、諸般の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について及び財団法人聖高原開発公社の経営状況に関する書類の報告については、既に配付してあるとおり、村長より報告がありました。

次に、議員派遣結果報告についても、印刷してお手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） ないようですので、議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

◎請願、陳情、要請等の委員会付託

○議長（宮下光晴君） 日程第5、請願、陳情、要請等の委員会付託を行います。

この件につきましては、議会運営委員会におきまして、それぞれ付託する委員会を決定しております。

第25-5号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関わる地方財源確保のための意見書採択」に関する陳情、第25-6号 道州制導入に反対する意見書について、第25-7号 「山の日」制定を求める意見書提出を求める請願、以上3件は総務経済委員会に、第25-8号 長野県に対し新県立大学基本構想の見直しを求めるお願い、第25-9号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情、第25-10号 憲法96条の発議要件緩和に反対する陳情、以上3件については社会文教委員会に、それぞれの委員会に付託いたしますので、委員会で審議をお願いいたします。

◎議案第1号～議案第17号の一括上程、提案理由の説明

○議長（宮下光晴君） 日程第6、議案第1号から議案第17号まで条例制定、改正、その他議案8件及び平成25年度各会計の補正予算議案9件を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、提案理由を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案17件につきまして提案理由を申し上げます。

まず初めに、議案第1号 麻績村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての提案理由を申し上げます。

新型インフルエンザ等発生時にその脅威から国民の生命と健康を守り、国民生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が本年5月より施行となりました。

市町村は、この法律に基づき対策本部を設置し、必要事項は条例で定めることとされており、本条例を制定するものです。

次に、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により準用する災害対策基本法及び災害対策基本法施行令の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について、災害派遣手当と同様の額を制定するものです。

次に、議案第3号 麻績村税以外の諸収入金に対する督促手数料条例の一部を改正する条例について、議案第4号 麻績村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第5号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第6号 麻績村営水道条例の一部を改正するについての提案理由を一括して申し上げます。

4議案とも地方税法の改正に伴い、現在の低金利の状況を鑑みて延滞金の率を改正するものです。

次に、議案第7号 字の区域変更についての提案理由を申し上げます。

昨年度より地籍調査に着手しておりますが、今回宮本地籍において字の区域変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第8号 財団法人聖高原開発公社の解散に伴う残余財産寄附追加受納についての提案理由を申し上げます。

財団法人聖高原開発公社事業会計の清算終了をした残余財産について追加が生じたため、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第9号 平成25年度麻績村一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

平成25年度も半年近く経過し事務事業も順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました事項につきまして、予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

地方交付税（特別交付税）では、地域おこし協力隊増員分等の増額分を、県支出金では、農村地域防災減災事業補助金ほかの増額分を、繰入金では、特別会計繰入金として介護保険特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計、観光事業特別会計繰入金の増額分を計上いたしました。

繰越金では前年度の決算確定に伴う増額分を、諸収入では受託事業収入で居宅サービス計画介護報酬の増額分を、村債では臨時財政対策債の増額分を計上いたしました。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

総務費では総務管理費の一般管理費において、臨時職員等の社会保険料の不足分を、財産管理費では公共施設の工事請負不足分を、企画費においては地域おこし協力隊新規隊員増加に伴う報償費を初め必要経費の不足分を、新たに住宅用地測量業務委託料を、備品購入では新たに樹木粉碎機の購入費を、選挙費ではさきに行われた参議院議員通常選挙費精算による不用額を、民生費では社会福祉総務費で職員人件費の不用額を、社会福祉費では福祉施設の修繕費不足額を、老人福祉費では介護予防支援業務委託料の不足額、介護保険特別会計繰出金の増額、後期高齢者医療特別会計繰出金の増額を、社会福祉施設費では臨時嘱託職員の賃金不足額を、保育園運営費では育児休業に伴う職員の人件費の不用額を、臨時保育士の賃金の不足額の計上を、衛生費では旧白坂衛生施設組合退職手当負担金の追加分を、農林水産業費では農地費で農村地域防災減災事業委託料不足額を、商工費では公園管理費で聖湖しゅんせつ工事費を、土木費では土木総務費で水道事業特別会計繰出金の不足額、下水道事業特別会計繰出金の不足額を、道路維持費で村道等維持補修不足額、災害復旧工事不足額を、消防費では村内各区からの防犯灯整備補助申請に対応するための不足額及び消火栓設置負担金の不足額を、教育費では社会教育総務費で麻績学舎（おみのまなびや）網戸設置工事費、分館公民館の整備補助不足額を、諸支出金では今後の財政支出に備えた基金の積み立てを行いました。予備費では今後における各種事業の執行に伴う財源確保のため、一般財源の残額を予備費に計上いたしました。

補正額は、9,640万円の増額であります。

次に、議案第10号 平成25年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、特別調整交付金の増額及び前年度繰越金確定による増額分を補正計上いたしました。

歳出では総務費、後期高齢者支援金、介護給付金、保健事業費及び諸支出金の必要額を増額し、前期高齢者納付金等及び老人保健拠出金の確定により減額補正計上いたしました。

差額分を予備費に計上いたしました。

補正額は、2,101万9,000円の増額であります。

次に、議案第11号 平成25年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

繰越金の確定により、繰越額を予備費に計上するものです。

補正総額は15万9,000円の増額であります。

次に、議案第12号 平成25年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

区画分譲に伴い水道施設負担金を歳入歳出それぞれに補正計上するものです。

また、繰越金の確定により、繰越額を予備費に計上いたしました。

補正額は、19万3,000円の増額であります。

次に、議案第13号 平成25年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では繰越金の確定により、一般会計繰入金を増額し、歳出では浄化槽維持管理費の修繕費及び公共下水道建設改良費を増額いたしました。

補正額は229万円の増額であります。

次に、議案第14号 平成25年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では負担金の増額、繰越金の確定並びに一般会計繰入金の増額を、歳出では経営管理費において修繕費の不足額を、建設改良費の村単工事請負費の増額をいたしました。

補正額は170万円の増額であります。

次に、議案第15号 平成25年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、基金繰入金、一般会計繰入金の増額を行い、前年度繰越額確定により繰越金の減額を補正計上いたしました。

歳出では、総務費及び保険給付費の不足額並びに前年度の一般会計繰出金確定額を諸支出金へ補正計上いたしました。

補正額は、1,535万8,000円の増額であります。

次に、議案第16号 平成25年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では事務費繰入金の増額及び前年度繰越金確定による増額を、歳出では総務費、広域連合納付金、保険料還付金及び一般会計繰出金の確定による増額をそれぞれ補正計上いたしました。

補正額は、69万8,000円の増額であります。

最後ですが、議案第17号 平成25年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入においては、繰越金額の確定により増額を、歳出においては、観光総務費で一般会計繰出金を、聖レイクサイド館事業費で機械器具購入費を、差額分を予備費に計上いたしました。

補正額は、990万9,000円の増額であります。

以上、17議案、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

本日は上程のみとし、審議、採決については9月26日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定いたしました。

◎認定第1号～認定第9号の一括上程

○議長（宮下光晴君） 日程第7、認定第1号から認定第9号まで、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定議案9件を一括上程いたします。

認定議案名の朗読は省略いたします。

本日は上程のみとし、9月20日に各会計の決算状況について担当課より説明を受け、認定については9月26日に審議、採決を予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定いたしました。

◎平成24年度決算書会計管理者説明

○議長（宮下光晴君） 日程第8、決算書会計管理者の説明を議題といたします。

本日は会計管理者から、一般会計及び特別会計について一括して説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認め、平成24年度決算について会計管理者の説明を求めま

す。

清水会計管理者。

○会計管理者兼総務課長（清水 清君） それでは、平成24年度麻績村一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。

座って説明させていただきます。

説明につきましては、一般会計決算書、特別会計決算書並びに一般会計及び各特別会計別表の資料に基づいて行います。

一般会計について申し上げます。

歳入について、1ページをごらんください。

款1村税、調定額2億4,987万6,699円に対し、収入済額2億4,243万7,921円で、収納率97%でございます。不納欠損額は村民税で91万8,493円であります。固定資産税で3万3,200円あります。その他軽自動車税で7,200円あり、不納欠損額合計で95万8,893円あります。収入未済額、いわゆる滞納額でございますが、647万9,885円で、前年度より71万4,986円減額となりました。

款2地方譲与税、収入額4,879万1,067円で、前年度対比326万9,996円の減でございます。

款3利子割交付金、収入額63万3,000円で、前年度対比20万8,000円の減であります。

款4配当割交付金、収入額41万8,000円、前年度対比5万4,000円の減であります。

款5株式譲渡所得交付金、収入額9万4,000円、前年度対比5万3,000円の減であります。

款6地方消費税交付金、収入額2,630万5,000円で、前年度対比85万9,000円の減であります。

款7自動車取得交付金、収入額1,283万7,000円、前年度対比300万9,000円の増でございます。

款8地方特例交付金、収入額62万9,000円、前年度対比647万1,000円の減であります。原因の要因としては、児童手当、こども手当に伴う特例交付金の廃止、エコカー減税に関する特例交付金の廃止でございます。

款9地方交付税につきましては14億86万9,000円で、前年度より7,043万2,000円の減であります。内訳は普通交付税12億4,459万1,000円で、特別交付税1億5,627万8,000円でございます。

款10交通安全対策特別交付金でございます。収入額60万2,000円、前年度対比1万9,000円の増であります。

款11分担金及び負担金、収入額3,240万7,396円、前年度対比13万1,325円の減でございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思ひます。

款12使用料及び手数料、収入額2,241万7,728円、前年度対比154万8,308円の増でございます。

款13国庫支出金、収入済額1億4,286万2,639円で、前年度対比2,036万8,747円の増でございます。

款14県支出金は、調定額1億6,869万1,629円、収入済額1億5,609万1,629円で、収入未済額といたしまして1,260万円で繰越明許分でございます。繰越内容につきましては、農業水産業費の団体営農業農村整備事業、農村地域防災減災事業の繰越分でございます。

款15財産収入は、調定額5,678万1,260円に対し、収入済額2,578万2,690円で、収納率45.4%でございます。不納欠損は321万8,600円で別荘貸付収入の滞納繰越分でございます。収入未済額であります2,777万9,970円で、前年度より70万2,825円増加しております。

款16寄附金、収入額181万731円、前年度対比379万7,183円の減でございます。今年度におきましては特別な事案もなく、寄附金はふるさと納税の寄附金でございました。

款17繰入金1億1,499万396円であります。内容は基金及び特別会計からの繰入金であります。

款18繰越金9,316万9,815円でございます。昨年度より1,061万3,118円の減であります。

款19諸収入、収入額4,806万9,275円で、前年度対比1,420万5,913円の増でございます。

款20村債でございます。収入額2億7,860万円、前年度対比8,120万円の増でございます。歳入合計26億4,981万8,287円でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

3ページをごらんください。

全体を通して、翌年度繰越額が1,870万円の繰越額となっております。繰り越し内容は、農業水産業費の団体営農業農村整備事業、農村地域防災減災事業の繰越分でございます。

款別に申し上げます。

款1議会費につきましては、4,679万5,365円でございます。議会運営費の経常経費でございます。昨年と比べまして529万4,944円の減額でございますが、内容は議員年金制度廃止に伴いまして共済費の減でございます。

款2総務費につきましては、4億2,310万6,289円の支出額で、前年度より1億3,886万

4,046円の大幅な増額となりました。本年度におきましては、旧麻績小学校北校舎耐震補強工事関連並びに村づくり支援事業として地域おこし協力隊員の増員、ふるさと麻績村応援団の受け入れ対応、小さな産業づくり支援などソフト事業の実施、今後の麻績村の将来像の実現に向けての第6次麻績村振興計画の策定、また村営バスの運行における必要経費等でございます。

款3 民生費につきましては4億9,702万1,146円です。前年度と比べまして5,709万7,536円の増額でございます。本年4月オープンした認知症高齢者グループホームに関する基盤整備及び開設準備事務の補助金に増額及び障害者自立支援事業によるサービス費の増額によるものが、主な増額の要因となっております。

款4 衛生費につきましては、7,343万541円でございます。これにつきましては、筑北保健衛生施設組合負担金の減額、穂高広域施設組合負担金が減額となりました。

続きまして、款5 農林水産業費について1億4,655万3,005円、前年度と比べまして4,951万8,286円の増額でございます。農産物加工施設大型冷蔵庫設置工事を初め、中山間地域農業直接支払交付金事業、鳥獣被害防止対策事業、県営ため池整備事業負担金、松倉池作業道拡幅に伴う用地測量、水路整備事前調査業務など国の経済対策に伴う県営かんがい排水事業の負担金、森林環境保全直接支援事業、松林健全化推進事業などの補助金を活用する中、事業実施を図ってまいりました。

款6 商工費につきましては、1億4,307万3,659円の支出額で、前年度より2,250万2,587円の減額となっております。本年度下半期より観光施設の一部を指定管理として、専門知識を有する民間事業者への活用を図るとともに、法人改革によります財団法人聖高原開発公社の解散に伴い聖高原リゾート株式会社への出資金、その他商工業事業全般にわたる経費、観光行政全般、別荘地管理、信濃観月苑公園管理費等の事業歳出でございます。

款7 土木費につきましては、4億3,932万8,269円の支出額で、前年度比7,450万2,439円の減額でございます。本年度は、若者向け村営住宅建設4棟の建設をさせていただきました。その事業費の実施、道路維持費では維持工事費、村道除雪費等の支出でございます。道路新設改良費では梶浦中央線の改良工事が完了し、高畑野口線につきましても改良工事に向けて測量、設計に着手いたしました。

款8 消防費については、8,797万2,112円の支出額で、前年度より521万3,825円の減額でございます。歳出の大きいところは松本広域連合消防費負担金でございます。本年度、制度

資金を活用し、団員の活動服の導入を図りました。また緊急性の高い施設整備等にも努めてまいりました。

款9教育費につきましては1億7,007万4,648円の支出額で、前年度より6,550万6,687円の減額となりました。昨年度は、ハード事業も多く事業費も多額でしたが、本年度は、聖博物館の内装工事等の事業でございます。子育ての一貫体制を図るため、保育園の主管を教育委員会に移し、子育て支援体制整備、歴史的な遺産・遺構保存として麻績明神宮の改修工事の支援などソフト事業の充実に努めました。

4ページをごらんください。

款10公債費につきましては、2億4,163万7,104円の支出額で、前年度より9,867万8,706円の減額でございます。

款11諸支出金につきましては、2億8,350万2,000円の支出額でございます。基金の積立金でございます。前年度と比べますと5,537万6,000円の減でございます。

款12予備費での支出はございませんでした。

款13災害復旧費につきましては、664万6,500円の支出額でございます。これは、聖高原の村道の復旧工事費でございます。

歳入合計26億4,981万8,287円、歳出合計25億5,914万638円、差引額9,067万7,649円でございます。翌年度への繰り越しすべき財源といたしましては、繰越明許費繰越額が610万円ありますので、実質収支額は8,457万8,000円でございます。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要の説明といたします。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

最初に、国民健康保険の概要について申し上げます。

よろしいでしょうか。

歳入では、款1国民健康保険税でございますが、調定額7,259万7,613円に対しまして、収入済額6,205万3,854円で、収入未済額1,009万8,759円で、前年度より6万6,446円の増でございます。収納率は85.4%ございまして、やや低下という状況でございました。

款3国庫支出金でございます。6,191万6,272円で、前年度が7,920万4,396円であったので、1,728万8,124円の減でございます。

款4県支出金1,301万1,464円、前年度1,549万7,126円でありましたので、248万5,662円の減でございます。

款5療養給付費交付金でございますが、3,326万9,881円で、前年度より407万2,486円の

増でございます。

款6前期高齢者交付金でございますが、1億2,592万3,034円で、1,962万9,639円の増でございます。

款7共同事業交付金でございますが、3,937万9,314円で、193万8,041円前年度と比べて減でございます。

款9繰入金でございますが、1,896万3,894円で、前年度と比べまして1,010万6,952円の減でございます。

款10繰越金でございますが、1,950万2,619円で、前年度と比べまして948万5,279円の減でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

款2保険給付費でございますけれども、2億3,716万6,779円で、前年度より1,983万4,317円の減でございます。

款3後期高齢者支援金でございますが、3,932万7,672円で、前年度より166万1,316円の増でございます。

款6介護納付金でございますが、1,636万275円でございますが、前年度より109万1,073円の増でございます。

款7共同事業拠出金につきましては3,661万968円で、前年度より1,187万639円の減でございます。

款10諸支出金は、1,509万3,011円で、前年度より565万4,964円の増でございます。

歳入合計3億7,403万9,024円、歳出合計3億4,835万3,709円、差引額2,568万5,315円でございます。

続きまして、聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計について申し上げます。

本年度は、3区画の販売がございました。それに伴う諸収入及び経費であります。

歳入でございます。款1財産収入といたしまして300万4,625円、款2繰越金79万4,203円、款3諸収入261円、歳入合計379万9,089円でございます。

歳出でございますけれども、款1商工費で304万1,000円でございますが、分譲に係る諸経費等の金額でございます。

歳入歳出の差引額75万8,089円は、翌年度繰越金となりました。

続きまして、住宅団地分譲事業特別会計について申し上げます。

分譲実績はございませんでした。歳入合計913万9,714円、これがそっくり平成25年度へ

の繰越金という状況でございます。

続きまして、下水道事業特別会計について申し上げます。

歳入では、款1 分担金及び負担金は504万7,395円でございます。

款2 使用料及び手数料は4,380万5,055円です。使用料収入はほぼ前年並みでございます。収入未済額は46万5,925円でございます。

款3 繰入金1億819万2,000円です。これにつきましては一般会計からの繰入金でございます。

款4 繰越金448万5,691円、款5 諸収入21万7,509円でございます。

歳出でございますが、款1 経営管理費で5,237万6,404円で、前年と比べますと445万6,000円ほどの増額でございますが、修繕費及び委託料の増額という状況でございます。

款2 建設改良費では、200万5,500円で合併浄化槽を2基新設いたしました。

款3 公債費は、1億1,397万1,878円でございます。前年度より894万6,232円の減でございます。返済見通しは平成21年度がピークでございまして、平成22年度以降からは減額傾向となっております。

歳入合計1億7,114万7,650円、歳出合計1億6,835万3,782円でございます。差し引き279万3,868円が翌年度への繰越金という状況でございます。

続きまして、水道事業特別会計についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、款1 分担金及び負担金460万円でございます。前年度と比べまして97万円の増額でございます。

款2 使用料及び手数料6,871万8,581円でございます。使用料収入はほぼ前年並みでございます。収入未済額は136万4,904円で、昨年より17万6,274円の増という状況でございます。

款3 国庫補助金につきましては1,065万4,000円でございます。前年度より434万円の減でございます。事業費の減額によるものでございます。

款4 繰入金でございますが、9,106万4,000円でございます。一般会計からの繰り入れでございます。

款5 繰越金につきましては333万6,371円でございます。

款7 村債、これは簡水債、過疎債合わせまして2,000万円でございます。事業実施に伴い借り入れを行ったものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款1 経営管理費でございますが、3,874万5,208円でございます。昨年と比べますと138万4,123円の増でございますが、要因といたしましては、降雨等による水道施設の修繕が増加したということでございます。

款2 建設事業費でございますが、3,879万1,495円でございます。前年度と比べますと315万305円の減額となった状況でございます。

款3 公債費におきましては、1億1,885万2,072円でございます。前年度より償還額が2,009万2,186円の減額でございます。

歳入合計1億9,846万6,653円、歳出合計1億9,638万8,775円で、差引額207万7,878円でございます。

続きまして、介護保険特別会計について申し上げます。

歳入につきましては、款1 保険料といたしまして5,915万1,135円でございます。

款3 国庫支出金でございますが、1億271万7,878円。

款4 支払基金交付金1億1,260万883円。

款5 県支出金で5,874万4,473円。

款6 繰入金といたしまして5,943万43円でございます。繰越金といたしまして2,546万5,543円でございます。

歳出でございますが、総務費といたしまして597万86円。

款2 保健給付費でございますが、3億7,335万1,211円でございます。前年度と比べまして4,200万円弱の各種サービス費の増額でございます。これにつきましては毎年増額傾向でございます。

款3 地域支援事業費1,433万8,489円でございます。

款5 諸支出金でございますが、1,051万223円でございます。

歳入合計4億1,811万4,676円、歳出合計4億417万9円ということで、差引額1,394万4,667円であります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

この会計は75歳以上の後期高齢者の医療給付金を行うために広域連合納付金を処理するためのものございまして、歳入が3,781万9,691円、歳出が3,734万963円、差引額47万8,728円でございます。

最後になりましたが、観光事業特別会計について申し上げます。

歳入につきましては、款1 使用料及び手数料といたしまして、5,816万7,033円。

款2繰入金といたしまして、3,830万円。

款3繰越金といたしまして、456万6,121円。

歳入合計1億2,740万5,853円でございます。

歳出では、款1で観光事業費といたしまして1億1,725万8,660円、歳入歳出の差引額が1,014万7,193円でありました。

以上、一般会計、特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮下光晴君） 平成24年度一般会計及び特別会計の決算について、会計管理者からの説明が終わりました。

◎平成24年度決算審査意見書報告

○議長（宮下光晴君） 日程第9、平成24年度決算審査意見書報告を議題といたします。

決算審査について監査委員の意見を求めます。

花岡代表監査委員。

○代表監査委員（花岡興男君） それでは、24年度の監査の結果について申し上げますが、監査の結果につきましては意見書のとおりでございますが、概略を申し上げます。

なお、座ったままで申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

各会計とも計数及び関係書類につきましては、誤りがなく適正と認めました。また、各機器につきましても適正に運営され、正確であることを認めました。

一般会計について申し上げます。

歳入歳出ともに前年度の約3.5%減となっております。翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は8,457万8,000円の黒字、単年度収支は239万2,000円の赤字でございますが、基金積み立てを行うなどし、実質単年度収支は1億2,801万2,000円の黒字となっております。財政力を判断する財政力指数は0.179となっております。このところやや減少傾向にございます。財政の弾力性を判断する経常収支比率は、前年度より0.5ポイント上がって79.7となっております。ここ数年上昇傾向にございます。なお、公債費比率1.6、実質公債費比率9.4と、いずれも指標を大きく下回っており、また基金の積み立て状況等を含め総合的に見て、引き続き健全財政を維持しているものと考えられます。

次に、未収金でございますが、村税の滞納額は648万円で、前年度より71万5,000円の減となり徴収に努力していることが認められます。別荘地貸付収入にあつては、前年度より70万3,000円多い2,778万円となっており、また不納欠損額321万9,000円が執行されるなど、年々増加しているのです、何らかの対策を講ずることを望むところでございます。

歳出にあつては、執行率96.7%で、ほぼ効率よく執行されたものと思われま。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

単年度収支は618万3,000円、実質単年度収支1,718万3,000円となっております。

歳入のうち、保険税は構成比16.6%を占め、一般会計からの繰入金は前年度より10万7,000円減となりました。

歳出では、保険給付費2億3,716万7,000円、構成比68.1%を占めております。滞納額は1,009万9,000円と依然と多額で推移して、この解消に努力するよう望むところでございます。なお、今年度は基金積み立てがなされ、年度末残高1,666万5,000円となったことは良とするところでございます。

次に、聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計について申し上げます。

取り扱い件数は、転売物件3件のみでございます。なお、今まで寄附された建物には使用不能と思われるものが多く、今後この撤去に多額な費用を要するものと思われま。別荘貸付収入とともに何らかの検討を要する時期ではないかと思われま。

次に、住宅団地分譲事業特別会計について申し上げます。

本年度も残念ながら販売件数はございませんでした。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

歳入では、一般会計からの繰入金63.2%、使用料及び手数料が25.6%となり、歳出では、公債費が67.7%占めております。滞納額は前年度より10万3,000円多い133万8,000円となっております。

次に、水道事業特別会計について申し上げます。

歳入の主たるものは、一般会計からの繰入金で全体の45.9%、歳出では、公債費が60.5%となっております。滞納額は前年度より17万6,000円多い136万5,000円となっております。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

歳入歳出決算額ともに年々増加しております。本年度新たに支払準備基金が594万3,000円積み立てられました。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

歳入は保険料と繰入金の主たるもので、歳出は広域連合への納付金の主たるものでございます。

次に、観光事業特別会計について申し上げます。

聖レイクサイド館及び交流施設が指定管理者により10月より運営されることになりました。専門業者が運営することにより集客力が向上するものと期待するものでございます。

次に、高等学校生徒奨学基金について申し上げます。

正確に処理されていることを認めました。

次に、土地開発基金について申し上げます。

村営住宅用地として譲渡した分と運用益を積み立てたものでございます。

以上でございますが、公債費比率や実質公債費比率等が、前年度をさらに改善されておりますが、今後とも財政運営に配慮するようお願いするところでございます。

なお、本意見書では細部については省略してありますので、よろしくお願いをいたします。

以上申し上げ、報告といたします。

○議長（宮下光晴君） 監査委員からの決算審査意見書の報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（宮下光晴君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

平成25年第3回定例会9月議会第1日目を散会といたします。

この後、午後2時45分より全員協議会にて条例制定、改正、その他議案及び補正予算等の提出議案について提出者より説明がありますので、委員会室にご参集願います。また全員協議会終了後、各委員会において、付託案件の審議をお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時33分

平成25年第3回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成25年9月25日（水）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（8名）

1番 塚原紀男君

2番 高野長男君

3番 若林今朝路君

4番 坂口和子君

5番 小山福績君

6番 宮下聡君

7番 尾岸健史君

8番 宮下光晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長 高野忠房君

副村長 市川浩史君

教育長 塚原勝幸君

村づくり推進課長 宮下利秀君

会計管理者兼
総務課長 清水清君

振興課長 飯森力君

住民課長 柳原俊文君

観光課長 宮下和樹君

教育次長 峰田江津子君

監査委員 花岡興男君

事務局職員出席者

議会事務局長 宮下勝富

書記 宮川美矢子

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（宮下光晴君） 皆さん、おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成25年第3回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より議会傍聴及び撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（宮下光晴君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎一般質問

○議長（宮下光晴君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者は5名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりで、順番に発言を許可いたします。

◇ 若 林 今朝路 君

○議長（宮下光晴君） 3番、若林今朝路議員の一般質問を許可します。

3番、若林議員。

〔3番 若林今朝路君 登壇〕

○3番（若林今朝路君） それでは、私のほうから「山の日」制定につきましてご質問をさせていただきます。

「山の日」制定につきましては、山といっても森林あり、山林あり、高原、里山等々あるわけですが、これら幅広く捉えていただく中での山の日制定についてのご質問をさせていただきます。

麻績村管内の森林面積の占める割合は全面積の約70%であります。水田、畑、リンゴ等、樹園地も多く感じられますが、こうした耕地面積は全面積の5%にすぎません。東筑4カ村の状況を見ても、山形村を除き生坂村、朝日村、筑北村では全面積の80%以上を占める森林面積となっております。さらに、東筑5カ村では山の国・木の国と言えるゆえんかと思われまます。

次に、国民の祝日につきましても、1月1日元旦から始まり、12月23日天皇誕生日まで年間15日間が祝日日として制定がされております。いつしか7月15日が海の日に制定され、夏の海水浴時期になりますと、お隣の新潟県の海岸は長野県人で埋め尽くされる光景が見受けられます。長野県は海なし県であり、県全体の森林面積の割合は市町村主要統計資料によりますと78%を占めております。こうしたことから、海の日があり、山の国・木の国でありながら「山の日」がないことは非常に残念であります。

近年、森林木材は輸入木材に変わり、また鉄骨材による住宅建設も相まって木材需要が減少し、森の荒廃化が進みつつあるのが現実です。昔は木材を伐採し、木を切り出し、その後、春先に植林、植林後数年かけて下草刈り作業を通じ、森林保全と水資源涵養などの役割を果たしてまいりました。

このように、農地の荒廃もさることながら森林荒廃も急速に進んでいる中、当麻績村では県の森林税を活用した間伐作業、また村主体による別荘地などの支障木の伐採事業などを積極的に取り入れ、進められていることについては深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、「山の日」制定について3点お尋ねいたします。

1点目は、県内市町村での「山の日」制定状況についてお伺いしたいと思います。2点目は、麻績村として山の持つ役割なり山への親しみ、環境保全、地域再生についてどうお考えがあるかお聞かせいただきたい。3点目につきましては、「山の日」制定については山の

国・木の国であり多くの県民、多くの村民の皆さんが希望するところだと思っております。
ぜひ「山の日」制定についてのお考えをお聞かせいただきたい。

以上、3点質問させていただきます。

○議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、ただいまの若林議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

最初に、若林議員さんの山の対する思い、私と全く同じ思いでございますし、山を大切に
お考えいただいていることは本当に麻績村としてもうれしいことであると思っております。

最初のご質問でございます。「山の日」制定についてのうち、県内市町村の制定状況につ
いてということについて答えさせていただきます。

山のもたらすさまざまな恩恵を将来にわたり享受できるよう、山に対する国民の関心を高
め、保全、活用していく機運を高揚させようという山の日を制定していこうという動きが全
国で始まっております。山岳関係団体の活動、全国知事会の動き、長野県議会等による国へ
の働きかけ、また国の超党派の国会議員による動きなど活発になっており、今後「山の日」
制定が進むものと思っております。麻績村の今議会に付託されております「山の日」制定を求
める意見書提出の請願につきましても、これもそういった動きの一つであると思っております。

県内市町村では、北安曇郡松川村が、平成23年度に5月の第3土曜日を安曇野松川村「山
の日」に定めております。

2つ目のご質問であります。山に親しむ地域再生、環境保全の考え方、この点についてお
答えをさせていただきます。

我が国は国土の7割を森林からなる山が占めており、この豊かな山は国土の保全、水源の
涵養など国民生活に不可欠な機能を有しております。これからも山の持つ多様な機能が全て
の国民に享受されるよう、また大切に保全されるよう国民機運の醸成を図ることが必要と考
えております。

3つ目、「山の日」の制定の考え方ということでございます。

「山の日」の制定、まず、「山の日」につきましては私は必要だと考えております。若林
議員さんと同じ考え方でございます。ただ、麻績村独自の制定につきましては現時点では考
えておりません。その理由は、現在長野県としての動きがあること、そして国としての動き

もあること、これらを見ながら村として独自の制定が必要となれば検討をしていきたいと、こう考えておるわけであります。

以上、「山の日」の制定についてのご質問に答えさせていただきました。

○議長（宮下光晴君） 若林議員。

○3番（若林今朝路君） ただいま村長のほうから、「山の日」につきましての山に対する考え方、こういったものは理解できたわけであります。しかし、「山の日」制定については、それぞれ県なり国の動向を見てそれぞれ考えていきたいと、こういうご答弁でございました。

しかしながら、私ども東筑5カ村の中でも非常に当地域は聖高原の別荘を抱える中、また森林浴を求めて来る都会の皆さん方が非常に多いわけであります。それに対して、地元としても私は一番には森林といえどもなかなか今は木の需要がない、山が荒れている。それによって有害鳥獣、鳥獣被害、こういった等々も里におりて来るというようなこと、いろいろ森林の持つ機能というものが破壊されつつあると、これが現実であろうかと思えます。このことについては、それぞれ県なり国の動き、それ以上にこの山に住む者として必要ではないだろうか。そのためにも、いち早く村として腰を上げ、それぞれ「山の日」制定これを基軸にしてやっていただきたい。

特に、「海の日」といえば夏の海水浴のみだという一つのイベント性が非常に高いわけがありますが、「山の日」等々については春の若芽、夏の青葉、秋の紅葉、冬の冬山登山、こんな形で春夏秋冬それぞれ「山の日」に該当をするわけであります。当地域でもそれぞれ自然観察会なり、またハイキングなり、こういったものが活発に行われておるわけでありますが、こういったものも含める中での「山の日」、山に関心を持っていただく、こういった形の中では、いち早く取り組んでいただく必要性というものが私はあるように考えておりますが、そういった多様性等々を加味した中で村長の再答弁をお願いするものであります。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 若林議員さんご提案の、国民的な休日を含めた「山の日」ということについて私は答えさせていただいたわけでありまして、いわゆるそういった規模での「山の日」というものは今長野県の動きがある、そして国の動きがあるので、そういった大規模な「山の日」というものについては村は今のところ考えておりませんと、今後はそういった動きを見ながら、麻績として必要であればつくりたいという答え方をさせていただいたわけでありまして。

今若林議員さんのご質問は、いわゆる山をもっと大切に作る運動といいますか、そんな動

きについてということでございますから、いわゆる山の木の育樹でありますとか植樹でありますか、こういった活動をというご提案だとすれば、今後そういったものは山に対する村民の意識の高揚、こんなものを図っていかなければならないと、こう考えております。

ですから、いわゆる山を保全、あるいは育てていくという観点と、それから「山の日」という捉え方が多少違いがあるかどうかということでございますが、ご質問の趣旨は十分理解しております。そういったことで、これからは山を大切にしていかなければいけないということは私も同じ考え方でございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 若林議員。

○3番（若林今朝路君） ひとつこの「山の日」、私も先ほど冒頭に申し上げたとおり、幅広い形の中で捉えていただきたいというような、こんなお願いをしたわけでありませう。

今村長のお答えにもありました。県としては、市民タイムスにも報道されておりますが、7月の第4日曜日、こういったものがいいいでしょうというような知事での表明がなされておるわけでありませう。これはなぜかといえば、イベント風のもの非常に強くなってくるのではなかろうか。また、国でやっている超党派の国会議員で構成されている「山の日」制定についても同じことが言えようかと思ひますが、「海の日」と違い、「山の日」というのは非常に私は幅広いものがあるかと思ひませう。

ですから、一応国が、県がそれぞれ制定をした、こういったものについてもなかなか祝日になるかどうか、こういった疑問もあつたし、また「山の日」制定がされた県においても、なかなか一応国としての定めがあつても、県なり村では開催する日時が違ってくる。これはまあ当然のことでありまして、私ども15日の祝日がある中では成人の日、こういったものも1月14日に行ひませうし、敬老の日も9月16日と、体育の日は10月上旬というようなことで、それぞれいきさつの合つた日に開催するわけでありませうので、ぜひこの「山の日」制定、こういったものについても、一応そういったイベント性の強いものと同時に一つ山の持つ機能、こういったものも含めての「山の日」になろうかと思ひませうので、今後そういった部分についてのご検討をぜひお願いしたいと、このように思ふところでござひませう。

それでは、私は通告事項、「山の日」のみの提案でござひませう。ですから、一応時間が大分ござひませうので、私ごとになろうかと思ひませうが、2期8年間の思いなどを持ち時間が大分ござひませうので、ご回答は求めませうが、発言許可をお認めいただきたいとこのように思ひませう。

○議長（宮下光晴君） 発言を許可します。

○3番（若林今朝路君） それでは、2期8年議会に携わってまいりましたが、ちょうど12議席から8議席になったときから議員をさせていただきました。当初、議席減少に伴う委員会構成も総務経済委員会、また社会文教委員会、この2つに縮小をして、議会全員協議会を中心に議論の場を広げていこうということでスタートを切ったわけであります。

委員会においても幾つかの課題がございます。委員会に属する行事等の割り振り、また委員会の持つ役割について再検討をする時期になってきたのではなかろうかなど、このように思うわけであります。また、議会全員協議会の回数も非常に少なかったということで十分な協議、議論がなされない部分もあったかと思えます。こういった議会運営委員会の充実強化、こういったものも大変重要になってくるのではなかろうかなど、このように思った次第でございます。

また、議員定数についても5議員でそれぞれあろうかと思いますが、今の議席これで果たしていいのかどうか、この議席よりも減らしたほうがいいのか。また、むしろこの議席よりふやしたほうがいいのか。そこら村民の声を聞くことも非常に大事ですが、これによって議会運営の円滑化が図れるような大事な要件でございますので、村民の声、議会運営に支障のない範囲での適正定数の検討が必要となっているのではなかろうかなど、このように思います。このことは議会内部の問題でございますが、村当局のお知恵をお借りしながら検討をしていかなければならないわけでございます。このことは次期議員に十分引き継いでいきたいと、このように思っておるわけであります。

次に、議会選挙が終わりまして、いよいよ12月は村の最高責任者をお決めいただく時期になりました。今までの習慣、慣習と申しますか、トップバッターの議員が村長のご意見をお聞きするということが非常に多かったものでございますから、これにこだわらず聞きたい議員におきましてはこの限りでございませぬ。今回7番議員の通告事項にもありましたので、ご回答のほうはそのところでやっていただきたい、このように思うわけであります。

トップバッターとして高野村政4年間を振り返ってみますと、いろんな事業に着手し実行されてまいっております。私個人、非常に一言で言うとスピード感のある事業展開がされてきたのではなかろうかなど、このように私自身思っておる一人でございます。とかく行政の仕事は言いっ放し、やりっ放しというような悪評をいただくのが行政でございますが、特に国の段階でも東日本大震災、既に2年半をたとうとしておりますが一向に災害復旧のめどがつかない。また、福島原発においても原発の対応、また避難されている住民がいつ帰れるか

見通しがたっておらない、まさに孤城落日の感が否めません。

こうした中、高野村政におきましては、非常にスピードのある事業展開をしてまいっております。細かいことは申し上げませんが、1に若者定住対策につきましても、普通の自治体で行った場合、本当に団地造成工事に入れば関の山というのが通常だろうと思いますが、いち早く未販売団地を活用しての対応、こういった形の中でそれぞれ進まれて順調に入居をされておる、こういったものは非常に高く評価できる点であります。

また、北校舎保存につきましても、私自身は地域代表議員であるということをいつも自覚しながら、それぞれ背には363というような大きなものを背負ってやってまいったわけでございます。そのため、私自身この保存に対しては最後の最後までノーということを訴えてまいりました。地域に帰りますとこれに対する不満、またはこれに対する同情、こういったものがいろいろあったわけでございます。こうした中で、私もこの保存に対して何か村の宝にならないか、県の宝にならないか、国の宝にならないか、こんなことを訴えてまいったわけでございますが、村長もいち早く県を飛び越えて国の登録有形文化財、この登録が認可されたということでございます。これによって一新されたわけであります。このように事業に対するスピード感、こういったものが地域、村民から見て非常に高く評価されているゆえんではなかろうかと思えます。

しかし、学校統合問題、また村を巻き込んでの事業でございますので、慎重の上にも慎重を重ね進めていく事業もございます。また、ルールに乗った事業もあり、ルールに乗りかけている事業も数多くあるわけであります。残された重要な事業、こういったものをぜひなし遂げていただきたい、完成させていただきたい。このためにぜひ奮起していただき、引き続き村のかじ取り役としてご活躍をいただきたい、こういった思いでございます。回答は7番議員のところでもいいかと思えます。

以上、それぞれ申し上げてまいりましたが、この2期8年間、私も是々非々という立場の中で、議員の皆さん方にも大分助けられながら8年間を過ごさせていただいたことについても深く感謝申し上げたいと思えます。特にこの4年間は、本当に全員協議会等々の場では机をたたいての大議論を行ったりしてまいりました。しかし、議論を尽くせば一つの一定の方向が出たら、本当に8人全員野球でそれに突き進んだという、このことは私非常に議員生活をしていてよかったな、議員の皆さんに感謝したいな、こんな気持ちでいっぱいです。

また、村長さん初め副村長、教育長、また職員の皆さん方につきましても、是々非々という立場の中で過ごさせていただいた中で不愉快な点も大分あったらと、このように思い

ますが、ここらをお詫びしながらご協力いただいた点について感謝を申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮下光晴君） 3番、若林今朝路議員の一般質問が終了しました。

◇ 宮 下 聡 君

○議長（宮下光晴君） 続いて、6番、宮下聡議員の一般質問を許可します。

6番、宮下議員。

〔6番 宮下 聡君 登壇〕

○6番（宮下 聡君） 6番、宮下聡。

それでは、私のほうから、さきに通告しました事項について質問をいたします。

質問事項として、1番、これまでの一般質問における行政の対応。2番、村営バス利用改善について。3番、果樹等の凍霜害、高温障害の現状と対策。以上、3項目の質問をいたします。

質問要旨については、自席において一問一答で行いますのでよろしくお願い致します。

それでは、まず最初に、これまでの一般質問における行政の対応。その1として、村内公共施設の災害時の停電に備え、自家発電機の増設は。

この質問については、平成23年9月議会で行っております。村内の公共施設での災害時の停電などの電源で、特に役場庁舎内の電源確保ですが、平成23年9月の一般質問での総務課長の答弁では、電話とか、あるいは非常時に必要なもの、これが稼働できるように対策をとっていると答えられました。非常時に必要なものとは何を指しているのか、お伺いします。

また、災害時の停電等に対し、司令塔である役場庁舎内の電源確保は非常に重要であるということは申すまでもありません。もし長時間停電が生じた場合の対策として、私が提案した太陽光発電の設置について、村長の答弁ではもう少し研究をさせてほしいと言われておりました。この点についても村長の答弁を求めます。

○議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、宮下議員さんのご質問に答えさせていただきたいと思いま

す。

平成23年9月のご質問でございました。村内公共施設の災害時の停電に備え、自家発電の増設はということについて。

平成23年9月定例会での本件についてのご質問に対して、次のように答えさせていただいております。簡易自家発電装置は消防で6台、上下水道等で2台所有しており、今後は緊急時を想定し計画的にふやしてまいりたい、こう答えさせていただいております。簡易自家発電装置、これにつきましてはその後も計画的に増設しております。これらの内容等につきましては、後ほど総務課長から答弁をさせます。

それから、役場庁舎における非常時の、いわゆる司令塔になるのは麻績の役場庁舎、このことは宮下議員さんのおっしゃるとおりの考え方でございます。こうしたときに今通信関係、これらにつきましては全て自家発電装置に切りかわりまして対応ができるということになっております。それから、簡易自家発電装置というのは、いわゆるエンジン付きの発電機でございしますが、これらにつきましても何台か持っておりますので、これらを稼働させることによって必要な電源は確保できると、こう思っております。

それから、太陽光発電についてでございますが、太陽光発電、いわゆる売電システムにつきましては今のところ考えてはおりません。といいますのは、いわゆるこの太陽光発電によって非常時の電源を確保ということのシステムというのは非常に難しい状況でございます。そういった中から、現在は太陽光発電を利用しての非常時の電源確保ということは考えておりません。

それから、役場につきましては、24時間体制での非常時の対応ということが迫られておりますので、そんなことを全てについて内部では検討をしておるわけでございます。

私からは以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清君） それでは、私のほうからも答弁をさせていただきたいと思いますが、今村長が申したとおりでございます。

公共施設における自動発電機は、停電時に自動的に発電機が作動する施設は役場、防災無線の中継所、それから麻績保育園に設置されております。設置されていない公共施設におきましても、消防法に基づいて対応をさせていただいておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

また、簡易的な自家発電装置につきましては、23年9月の答弁では6台と答えさせていた

いただきましたが、現在におきましては11台保有をしております。また、本年においても2台の確保を予定しておるところでございます。管理につきましては、役場倉庫の施設のできる場所で管理をしております。当村では消防詰所で保管していた時期もございますけれども、盗難と思われる事案が発生したことも踏まえ、現在の対応をしているところでございます。そのほかにも水道関係で2台の保有をしております。今後においても、必要に応じ補充に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） まず、非常時の電源確保という中で、例えば非常事態で電源が切れたということの中で、自動発電装置が稼働するというようなその施設については防災無線の関係、保育園の関係等ということですね。それで、それについては23年のときには6台設置してあると言いましたが、その後11台にしたということ。それで、あと2台を今後計画しているということなんですが、これによって非常時のかなりの時間の停電に耐えられる発電装置と言えるのか。どのくらい例えば1日以上、災害時で通電しないという事態が起きても困らないわけですか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） これでよいという状況はなかなか言える数字ではないかと思いますが、今現在考えている台数につきましては、村内の避難所で賄える台数、それを確保しているという状況であります。

また、これにつきましても、動力は燃料でございますので、当然その管理も伴ってくるというような状況の中での対応でございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） エンジン関係の発電機についてはわかりました。

これに伴って私が以前に提案した庁舎内の太陽光発電装置、こういったものが非常に停電時にふだんの充電の際に発生する充電器の備蓄というか、そういったものがかなりあって、さらに自家発電装置、エンジン発電機が稼働している中で長時間持ちこたえるということを考えてんですが、先ほど村長が言われました太陽光発電については、ふだんの電源確保という中でも非常に重要な施設だということをおもっておりますが、それについては、今後はそういう計画は持たないということによっていいわけですか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 非常時の電源確保が何が必要かというところから論じていかなければいけないと思うんですね。非常時に何を動かさなければいけないかと。そして、そのための電源はどれだけあればいいのかということ。それで、しかもそれが効率的でなければいけないということであろうかなと思います。

そういった観点から、現在は一番大事な情報関係の機器、これらの電源を確保していかなければいけない、こういったことが今一番重要になっているわけです。それから、あとは村内の避難所となるそれぞれの施設における、いわゆる明かりの確保をしなければいけないということであろうかなと思います。いわゆるそういったことに重点を置いて現在進めておるということでもあります。役場庁舎の屋根の上に太陽光発電を乗せることによって全てが解決できるという問題ではございませんので、それぞれの目的といいますか、そんなことを考えての電源の確保を図っておるということでございます。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） そうしますと、太陽光発電は現在の状況の中では設置する予定はないということよろしいですか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 非常時の電源確保という観点では、太陽光発電は今のところは考えておらないということでございます。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） そうすると、エンジン付きの自家発電装置については11台、その後2台を増設する計画があるということで、そうすると13台の自家発電装置が緊急時に稼働するとかかなりの時間が電源確保ができるというような、ちょっと具体的なある程度の長時間の対策がとれるのか、その辺がわかっただらお願いします。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 何台あれば十分かという話になってきますと、今13台で足りるかという、13台でもまだ不足する事態も当然あると考えております。

今、例で挙げて実際のことでお話しできるとすれば、夜の火災現場というようなことを想定していただければと思うんですが、最近にもございましたが、夜の火災になりますといわゆる簡易発電装置、これをそれぞれ運んで明かりを確保する、いわゆる照明確保ですね、こういったことをして今は対応しておるわけではありますが、いわゆるこういった事態が村内各

所で発生したとすると当然足りなくなるということであるわけです。でございますから、これからこういったすぐに必要なもの、何かあったときにすぐに必要だというものにこれから重点を置いて整備をしていかなければならないと、こう考えておるわけでありませう。

ですから、今宮下議員からおっしゃいましたように、13台あるからこれでいいのかというのと、まだこれは足りないんだらうと、こう思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） わかりました。

これに伴ってちょっとお聞きしたいのは、例えば下水道関係でいいますと、例えば停電が起きた場合、そうすると水揚げポンプですか、そういったものが急に停止するというようなことで長時間停電が発生したとき、この前の答弁では、対応は不可能に近いという答弁がされましたが、もしこれが長時間停電になった場合、今後の対策はどう考えていますか。

○議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

○振興課長（飯森 力君） それでは、補足を申し上げたいと思います。

下水道につきましては、下水道のアクアセンター等につきましては専用の自家発電で本体は動きますが、途中、途中のポンプにつきましてはなかなか難しいということだと思います。ただし、今発電機を少しずつ準備をして、今のところ2台は確保してございます。そんな関係で、ポンプも動かしていかなければ多分難しいだらうというふうに思いますが、ただし、その幹線におきましての部分での状況を見ないと、災害の部分で見えないとちょっと厳しいのかなと。ですので、ポンプ自体の部分のところは何とか緊急対応できるような態勢を整えていくことを今計画しておるという状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 簡易的な自家発電装置ということでこの前答弁があったのですが、例えば、そのほかに消防関係の投光器6台を保有しているということで、上下水道関係では例えばこういう災害時の発生の際に6台で足りるのかと、今後の取り組みについて、もし計画があればお願いしたいと思っております。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 足りるかというような質問になると、その状況によっては何とも申し上げられないと。しかしながら、徐々にではございますけれども補充をしながら対応をしてきているという状況です。昨年住宅火災があったときには、この6台全て使わずに処理

もできましたし、状況に応じて今後計画的に考えてまいりたいという方針でございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） それから、先日の新聞報道では、朝日村等では災害時用の発電機を180万円の予算で18台で購入し、地域に配備したということが報じられました。麻績村としては、こういった発電機の配備は考えておりますか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） ちょっと朝日村の内容の詳細は把握しておりませんが、麻績村の場合には、1カ所で今現在の集中管理という状況の中で11台、今年度を入れますと2台ふえますので、13台という状況の中で対応してまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 私の今聞いているのは、各地域に配備する計画はあるのかということです。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 実は、災害というのは村全体で考えなければいけないということであろうかと思えます。といいますのは、各地区に発電機を1台ずつ配置しまして、それぞれ地域で1台で対応してくださいといっても、それは非常時のときに無理なんですね。その地域に何かあったときには、その地域に何台か持って行ってその対応をしなければいけないということでもあります。でございますし、それから、それぞれの地域におかれましても配備されたその維持管理といいますか、それもそれぞれ地域の負担になりますし、そんなことから麻績村においては各地区に配備するということは発電機については今はしておりません。これからの、そのことはしないほうが効率的だろうと考えております。それぞれのものを集中管理をして、必要な場合にそこへ運んでそこで使うと、そんなことを考えておるわけです。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） わかりました。

次に進めたいと思います。

②番として、防災行政無線のデジタル化計画について質問します。この質問については、

平成23年9月議会の一般質問で行っております。

現在の防災無線の設置は、平成16年4月に開設され9年目を経過しています。この当時は村の地理地形が非常に複雑であるということで、電波障害が起きやすいということの中で、デジタルではなくアナログ方式を採用したと答弁されております。

このデジタル方式に変えることのメリットは、現在のアナログ方式では役場からの一方向通信、現在の中には一部は双方向通信も採用されていますが、完全デジタル化方式にすることにより双方向通信ができ、災害時はむろん平日でも、例えばひとり暮らし世帯や障害者、高齢者の安否確認等の機能もあるので、ぜひデジタル方式に変えて、村のそういった家庭の安心・安全のためにも進めてほしいということの中で、このときは大体10年ぐらいが寿命というか更新の時期だということをおっしゃっていただきました。平成27年までに設置する計画はあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 防災行政無線のデジタル化についての答えをさせていただきます。

平成23年9月の定例会で本件についてのご質問がございました。これに対しまして私のほうからは、防災行政無線システムは村の地理、地形が複雑で、電波障害発生の心配があったことからアナログ方式で対応した。国はデジタル化を推進しておりますが、特段の不都合がないことからしばらくは現状維持を考えております。今後経年による故障頻度がふえたり、修理部品がなくなる時期が来ますが、それまでには新たな方式で整備していくこととしておりますというふうにお答えをさせていただいております。

また、アナログからデジタルへの移行整備につきましては、村の計画では平成27年度に計画をしておるということを申し上げてあるわけでございます。この計画年度は、現行システムの経年劣化等の破損状況によって前後すると思いますが、新たな整備につきましては慎重に対処してまいりたいと、こう考えておるわけであります。

ご承知のとおり、このデジタル機器というものにつきましては、日々進化しておりまして、できるだけいろいろなことにたけている、いわゆる優れたシステムをこれから検討してまいりたい、こう考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 私はなぜこのデジタル方式にしたほうがいいのかという、私の一番の質問の狙いは、現在麻績村のひとり暮らし世帯が、平成25年5月現在で住民課の調査によると、

サンライフを除いた人員は男性が46人、女性が130人、合計176人となっております。平成24年の時点では167人、平成23年161人と、年間に6人から8人くらいの割合でこれは増加しております。こうした人たちの日常の見守り、災害時の安否確認等に非常に現在麻績村はおくれております。

そのためにも、このデジタル式によって、この持っている機能を導入することによって、こういう生活弱者の安全が確保できるというようなことで私はこの質問をしているわけなんです。細かいデジタル化によるメリットについては専門家じゃないのでよくわかりませんが、こういった機能を導入するというのが一番の狙いです。その辺について、このデジタル化計画によって少しでも生活弱者の安全は確保できるというような観点から言っているわけです。その辺はどうでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃっている意味は十分わかるわけでごさいます、高齢者世帯、あるいはひとり暮らし世帯への対応というのは、いわゆる防災行政無線、デジタル化されたこのシステムを使わなくても、現行でも現在ある回線等を使ってこの対応はされている方もあるわけでありまして。

このデジタル化というのは、村ではやらないと言っていることではなくて、デジタル化にしていかなければいけないということを言っているわけなんです。ですから、やらなければいけないということを申し上げておりますが、現在この計画は平成27年度という計画になっております。でございますから、それまでにいわゆるデジタル機器は日々進化しておりますので、できるだけよいシステムをこれから構築するように考えていかなければいけないということをお願いしておるわけでごさいます。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） そうすると、率直に言うと27年までには設置する計画は変わらないという判断でよろしいですか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 27年度に今計画になっておりますが、現行のシステムの経年劣化等、これらによりまして前になることもあるでしょうし、あるいは新しいシステムが出ることによって多少後になるのか。いずれにしても、これから今の現行のシステムの劣化状況等を見ながら、27年度までには移行できることを詰めていかなければならないということにな

っております。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） そうすると、計画どおり進めるということによろしいですか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 実は、現在のシステムにつきましては、つい最近でも雷による大きな被害があったりということがあるわけでありますが、今麻績村で一番デジタルで心配されるのは電波障害が一番今心配なんです。非常に地形が複雑でございます。そういった中で、現在はアナログ方式を使っておりますので、非常時のときの無線が今のところその障害がなくて使っておるわけです。ですから、これがデジタルにした場合どうなのかということ、これからきちんと見きわめていかなければならないと、こう考えております。

それから、27年ということにつきましては、先ほどから申し上げているように今の機械の状況によって前後する可能性はあるということをおし上げておるわけございまして、今そういうことを含めてこれから検討をしていきたいということでございます。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） わかりました。ぜひよい方向で進めていただきたいと思っております。

次に、質問要旨3に移ります。

村内ゴムシート張りのため池の安全対策についての対応は。この質問は平成24年9月定例会の一般質問で行いました。

麻績村にゴムシート張りため池が8カ所あるうち、2カ所は完全に周囲が金網、ネットフェンスが張られております。残る6カ所については浮き輪は入れてありますけれども、ゴムシート張りの危険性については非常に高いと思うわけでありまして。事故を起こさないためにどういったことを進めるかという質問の中で、管理者と安全性について話し合い検討していくと答弁されました。その後、地域の管理者と安全性についてどう話し合いができたのか、お願いしたいと思っております。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 村内のゴムシート張りのため池の安全対策についてでございます。

これにつきましては、24年の9月定例会でゴムシート張りのため池は村内に8カ所、管理者である地元の方々と連携をとり、安全化に努めてまいりますというお答えをさせていただいております。その後、安全管理にいろいろと対処してまいって今日まで至っております。

これらの詳細につきましては、振興課長のほうから答えさせていただきます。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、地区の関係でございますが、この浮かん、浮き輪を設置する中で、その組合の代表者にお渡しお話をする中で、今後どのようにしていけばいいかということで話をしたりしております。そんな中で、実際には草刈りをしっかりしたり、また必ずため池に行くときには2名以上というような体制もとる中で、ぜひとも事故防止には努めていただきたいと思いますというお話等をさせていただいております。

そんな中で、平成24年度につきましては、ため池シート張りの部分へ浮き輪を設置をさせていただいたわけでございます。そんな中で、冬の前に上げるときになりましてちょっと保管を、氷が張ると対応できなくなりますので、上げるときには上げてみますと実際には鳥獣害にひもを食いちぎられているものが多数発見される中で、現在その部分をどういうふうにするかということで、一応ワイヤーに変えるということでメーカーのご提案をいただく中で、現在そちらを用意させていただいております。

また、そんな答弁の中で、啓発事項というようなことで看板設置もというようなこともお話もしてございます。そんな中で、本年度につきましては危険防止、要するに立ち入らないでくださいというような看板設置を今計画中でございます。一応補助金の対象にはならない部分もございまして、できるだけ多くやりたいわけではございますが、ため池シート張り等の部分を優先する中、また子供たちの通行道路に近いため池等のことを考えまして、本年度につきましては看板を3カ所設置をさせていただきたいというような状況で、今立てる場所を鋭意検討しているところでございます。先ほど申し上げたとおり、道路沿いで人通りの多いところ、過って入らないような状況等をつくるために設置をしていきたいというふうに考えております。

なお、今後につきましては、シート張りだけではなくて、普通のため池につきましても危険度は余り変わらない状況もございまして、浮き輪等の設置をぜひとも進めていきたいという計画でおりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 地元との話し合いの中で、これがどうできたかということが何かちょっと不透明な部分もあるかと思えます。

浮き輪というのはやはり落ちてしまったときの対策であると、そういう救助用具としての

役目を果たすわけですが、私の言っているのは落ちないような対策を講じてほしいということを行っているわけでありまして、ぜひ私の言っているネットフェンスについては危険な箇所には立てると。それを立てることによって落下が防げるというようなことになると思いますが、そういうネットフェンス計画については地元との話し合いの中ではなかったのか、お願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 前回のときにも若干お話ししたと思うんですが、そのため池というものはもともと麻績村の部分がございます。ただし、管理をしていただけたところの管理責任というものも出てまいりますので、そこら辺もしっかり把握した中でやらないとちょっとできないなというふうに感じております。

それと、フェンスを張ったから人が入らない、落ちないということも100%は言い切れないという部分もございまして、そこら辺も検討する中で、とりあえず落ちた場合には浮き輪で人命を救うという部分を優先させていただいて今やっているのが現状だということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 危険箇所にネットフェンスを張るということは財政問題からいろいろ関係してくるわけなんですけど、まず、今後についてはぜひ落ちない対策を立てるということでぜひ進めてほしいと思います。浮き輪についての増設はいいんですが、やはりそういうきちんとした地元との話の中でどうやって安全対策を守るのか、ただ気をつけてほしいということの中ではちょっと解決はつかないと思います。万が一のための対策でありますので、今後はぜひ地元関係者との話の中で、これに対応していただきたいというようなことでお願いしたいと思います。

時間もないので次に進みたいと思いますが、シェーンガルテンおみにエレベーターの設置をということで、これは25年3月議会で行いました。

この公共施設にエレベーター設置ということの中で、このシェーンガルテンにエレベーターがないというのは非常に残念と思うわけですが、高齢者や障害者のために優しい施設ということで私は言っているわけなんですけど、村長の村政運営の3本柱の一つでありますね。こういった施設で費用の問題もありますけれども、その後、指定管理者等々の協議をした上でこれから進めていきたいという答弁がありましたけど、そういった中でどういう協議結果が得られたのか、お願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） このご質問につきましても、平成25年の3月に頂戴した質問でございます。

このときのお答えとして、シェーンガルテンおみでは現在、民間事業者を指定管理者として管理、運営を委託しております。指定管理者からはこの話は出ておりませんが、今後指定管理者の意向を聞きながら設置について可能性があるかどうか、技術面、資金面から研究してみたいと考えておりますというふうにお答えをさせていただいております。

その後、指定管理者から特別なご要望はいただいております。また、お体の不自由な方のご利用につきましては、それなりの対応はしておるということ聞いております。また、技術面の検討につきましては建物の構造上、外づけ式であれば付体に影響がなくできるということでございます。工事費の概算も出ておるわけでございますが、しかし、実はエレベーターを設置するというその工事は1回で終わるわけでございますが、エレベーターを設置しますと、その後の維持費が相当ふえるわけでございます。そういったことから、このいわゆる維持費、指定管理者がこういったものを今の営業の中で吸収できるかどうかという指定管理者の一番の考え方があるわけでございます。

でございますから、今のところ指定管理者からは要望といいますか、そういったことがないということの中で、それから今お体が不自由な方につきましてはそれなりの対応はできているというふうなお話の中から、さらに今後、今のようなお考えもあるということでも今後もお話をさせていただきたいと、こう思っております。現在のところ、指定管理者からはエレベーター設置については要望が出てきておらないということでございます。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） この施設については麻績村の施設でありますから、設置については指定管理者の意見もありますけれども、村としてこれは必要であるかないか、それから設置しても費用対効果でだめだとか、そういった結論を出していただきたいと思っております。いかがですか。

○議長（宮下光晴君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） シェーンガルテンのエレベーターの設置につきましては、本社のほうからも数日前に見えております。その中では全くそういった要望等の話はございませんでした。それと、今指定管理料を入れても現在赤字であるというのは報告を受けてございます。その点、さらなる経営改善を見直していきたいという回答をいただいております。

また、村としましては、イエスカノーかという今ご質問でございますけれども、やはり今後高齢者がふえていくのは間違いないことでございます。ですので、あればあったなりの便利さ、それはあるというふうに考えますが、イエスカノーかで答えるとやはりもう少し時間をかけて設置の方向は検討していく必要があるのではないのかなというふうにお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 大体方針はわかりました。

これも私の感じたのは、やはり高齢化がどんどん進んでいく。また、障害者等の使用に際しての中で、村民からの意見が出ているということをご忘れずにしていただきたいと、いろいろ費用対効果もあるんですが、ぜひ前向きに進めてほしいと思います。

次に進みたいと思います。

村営バス利用改善について。麻績村村営バスと筑北村営バスの利用連携についてということに移りたいと思いますが。

村営バスについては、今麻績村の高齢化が進み、高齢化率40%を超える状況になっております。また、足腰が不自由な人や障害者が増加しています。こうした交通弱者に対してより細かく交通対策が求められておるわけです。現在、聖高原駅のバリアフリー化対策として駅舎の改築等、また1番ホームの段差解消等のかさ上げ等が進められております。既に2番ホームについては改修が終わっております。

こうした状況の中で、村民からの意見では、松本方面に行くために跨線橋を上がれないという人たちが、坂北駅で乗るのに聖高原駅から坂北行きの村営バスを利用する人がふえております。聞くところによると、利用者が運転手に頼み好意的に乗せてもらっていると聞いております。行政間で両連携をきちんと結び、相互に利用できるような、またどんな区間でも自由に利用できるような、そして気軽に双方が利用できるような、こういった制度づくりをお願いしたいと思いますが、どうですか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ありがとうございます。

村営バスの利用改善につきまして、特に麻績村の村営バスと筑北村の村営バスとの連携ということでございますが、このことにつきましては、大変ありがたいご提案をいただいているわけでございますが、現在両村長同士では、そんな方向を探っていこうということで話は

しておるわけでありますが、両村の運営形態がちょっと違うものですから、今後その運営形態を筑北村さんのほうでも見直しをされるというようなことも聞いておりますので、そんなことを含めて両村で連携をしっかりと図る。そして、住民にとって便利なバスシステムにしていきたいと、こんな考え方でおるわけですが、まだ事務レベルで具体的な段階には至っておらないということでございます。ご提案として受けとめさせていただきます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 麻績村も地域循環バスが創設され、現在運行を続けていられるわけなんですが、こういったことは特に時間の見直しとか、そういうものも進める中で改善していく問題が出ております。

私の言うのは、この筑北村との村営バスの連携協定というか、そういった話し合いを双方の住民が自由に乗りおりできるというようなこと、運営形態が違うと言いましたけれども、やはりそこら辺もきちんと協議の上で一体化するような努力をしてほしいと。これは、私は早急に進めてほしいということをお願いするわけですが、いかがですか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） ちょっと具体的な内容が余り見えていなくて大変恐縮ですが、今現在事務者レベルでは現在その件については協議はされていないという状況、また村長が申したように運行形態、これは麻績村は民間委託ですし、筑北村は村直営でおやりになっているという状況、また民間の運行会社、すなわちタクシー会社との競合というような部分もあろうかと思えます。

今後、状況を把握する中で、例えば筑北村への申し入れで済むのか、あるいは状況によってはバス停をふやすのか、その辺のところも検討はしていきたいというふうに考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） ちょっと時間もないのであれですが、ぜひ筑北村の村営バスはご承知のとおり坂井から滑沢を通過してここを走っているわけですね。そういった中で、両者が連携をとるということは麻績のお客さんが自由に乗りおりできる、坂北駅に今も言いましたそういう駅を利用する場合もできる。それから、帰るときも、例えば坂北駅から滑沢を通過して和合、下田の方へ行くお客さん、そういった非常に利用が相互に実際には行われているわけで

すね。これを村としてきちんと連携できるような体制づくりをしてほしいということを行っているんですよ。早急に進めていくということをお願いしたいと思います。よろしいですか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） このことにつきましては、先ほど申し上げましたように、両村長ではこれから両村の連携でこういったことが必要であろうということで、飯森村長さんとはそんな話をしておるわけであります。

そして、今総務課長のほうから事務的な内容のことを少しお話をさせていただきましたが、今のそれぞれ両村のバス、麻績村はそうでございますが福祉有償運送法に基づく運行をしておるわけでありますので、いわゆるこういった法をクリアしなければいけない問題、それから民間との競合こういったこともございますから、そういったこともクリアしながら住民にとってより便利な足を確保していかなければいけないということになるわけであります。

ご提案は全くそのとおりで思っておりますので、今後両村で地域住民にとってよりよいバス路線になるように検討していきたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） そういうことで、進めていくような方向でよろしくお願ひしたいと思います。

次に、3番目、果樹等の凍霜害、高温障害の現状と対策。今年4月下旬の凍霜害と夏の高温障害の現状。

4月下旬に発生した凍霜害について、私は被害を受けた果樹農家を回り、聞き取り調査も行いました。ちょうどこの時期は開花のときでもありました。その後、摘花の時期にまた視察したわけですが、今回の凍霜害による被害は、普通なら中心花を残して側花を全部切り取るというような作業で今まで進めていたのですが、ことしはその中心花がやられ、その側花を利用した摘花が行われたと。普通なら1回で済む摘花を2個から3個残し、そして生育状態を見ながら最終的に1つ残すというような摘花方法をとってきたようですが、この側花を残したことしの経過を見ると、生育も悪かったり、それから形もふぞろいと、等級も落ち、さらに収量が落ちるといった現象が起きております。最終的に、場所によっては少なくとも2割から3割減収になるかもしれないと心配をされておりました。

麻績村全域でのこの損害状況を行政としてどう見てきたか、どう調査をしてきたか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 果樹等の凍霜害、それからまたさらには高温障害、こういったことであるわけですが、ことしは異常気象によって春先の凍霜害、そしてまた夏の高温障害、こういったことで果樹には被害があったわけですが。被害に遭った農家さんに対してはお見舞いを申し上げます。

これら被害に対しましては、今後収穫段階で具体的な数字が把握されようかと思いますが、これらの被害に対しましては今農協さん、それから関係機関、これらと連携をして対処していこうということにしております。

詳細につきましては、振興課長のほうから答えさせていただきます。

○議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 私のほうから、ちょっと若干お答えさせていただきたいと思えます。

まず、当初の凍霜に遭ったときにつきましては、農家さんの聞き取りを二、三地区ごとにちょっとお聞きしてまいりました。そんな中で、中心花の関係でやはり低いところのほうが被害が出るだろうという予測はされておりました。高いほうの部分で遅くなるフジ等につきましては、今のところ全然わからないというような状況でございます。その後JAさん、また普及所等と通す中で調査を行ってきた結果でございますが、実際には麻績村としては先ほど宮下議員さんがおっしゃられたとおり3割までいくのかどうかというような状況で今現在おさまっている部分。それと、ここへ来て日焼け等の問題が若干情報が出てきておりますが、今のところいろいろなJA等を通した中での調査等につきましても、それほどの被害は上がってきていないというのが現状でございます。

ただし、今後収量の部分で出てくる可能性もございますので、そこら辺は注意深くちょっと見ていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 被害は、徐々に拡大というか進んでいる感じも私は受けました。ここで村が次の被害に対する対策ということの中で、これをJAと協力しながら村としてはどういった被害対策をとっていくか。県でも、9月補正予算で凍霜害緊急対策として被害農家支援として4,200万円の予算計上をしております。これは2割以上落ちた農家が対象と、その中で農協などから最大500万円を無利子で貸し出しすると。それで貸し出し期限は5年以内、そうするとまた肥料や農薬の購入などで経営を立て直し、役立ててもらおうというようなこと

の中、それともう一つは霜による被害で、またそれから農園周辺の温度を上げるために、例えば剪定した枝をチップ化して燃料用資材にするために、そのチップ製造機を県内20地区に導入すると、こういった対策もとっております。

こうした中で、被害農家と農協の協議が適切な対策を選択するとなっておりますが、村としてはこういった対策をJAとともに進めていくのか、今後の計画を教えてくださいと思います。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） それにつきましては、JAとの協議も始まっております。そんな中で、やはり最終的な収量がどのぐらいとれるかということもちょっと若干問題ではあるんですが、今後の果樹農家等が次年度以降しっかり生産体制がとれるかということのほうのフォローが必要ではないかというふうに考えております。というのは、収量等につきましては、やはり共済組合で収量は補填してくれる保険がございます。そちらのほうへも村としては今補助金を出して、個々には2割程度の掛金の補充をしております。そのほか、今後果樹農家が育成できるようにということで、矮化等の苗代もしっかり補助をさせていただいております。

そんなことも踏まえる中で、これからの果樹農家の育成、また次年度以降の部分もやっていきたいというふうに考えてはおります。ただし、今町村の間でちょっと問題になっているのは、果樹だけにそういうものではなくて、やはりこういう災害のときにじゃ農作物はどうなるのかという部分も一緒に踏まえる中で、そういう部分で、次年度以降の生産体制を確立できるような計画を立てないといけないのではないかとということで今調整をしております。

県の部分もそうですが、やはり2割以上と言うけれども、やはりそんな中での大きな被害の部分でないと対象にはなっていないというような話も聞いております。そこら辺も踏まえる中で検討をこれからしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員、最後まとめてください。

○6番（宮下 聡君） こういった何年に一度かというこういう被害が発生する中で、麻績村のリンゴについては唯一の特産物であるというような観点から、ぜひこうした果樹農家を応援する体制を村を挙げてとっていきべきだと思うんです。

こういったことから、ぜひこれから収穫を迎えている中でありますから、被害というものはどのぐらい出るかちょっと不透明なところもあるんですが、今後についてはぜひこういう

対策をとるような、そして、村としてできれば見舞金等を出すというような誠意も見せていただきたいと、これは要望します。

ぜひ村の特産物としてのリンゴを、今後後継者育成に努めて、大切に麻績のリンゴを守っていくというような姿勢をぜひ行政として積極的な施策をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問は終わりますが、12年間、私は通算48回一度も休まず発言をしてきました。これも麻績村民が安心して暮らせる村づくりのために力を尽くしてきたと自分ながら思っております。

これで最後の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮下光晴君） 6番、宮下聡議員の一般質問が終了しました。

ここで、一旦休憩をとります。

再開は午前10時35分といたします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（宮下光晴君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開いたします。

◇ 尾 岸 健 史 君

○議長（宮下光晴君） 7番、尾岸健史議員の一般質問を許可します。

7番、尾岸議員。

〔7番 尾岸健史君 登壇〕

○7番（尾岸健史君） 7番、尾岸健史でございます。

それでは、さきに通告した事項について質問いたします。

村政運営についてであります。

村長の任期も残すところ三月余りとなりました。就任以来、自立で元気な麻績村へ、若者が定住する麻績村へ、高齢者・障害者に優しい麻績村への3つを基本としたさまざまな施策

を実施されていますが、多くの施策は少子高齢化による人口減少対策に関連する施策を重点に実施されてきたことが推察されます。

とりわけ、この中で喫緊の課題である若者定住策と学校等統合問題については、村民が目している施策であります。若者定住策については、若者定住住宅の建設が進み一定の効果があらわれているが、これをさらに拡大する必要があると考えます。それに加え、若者の皆さんが定住するには安全・安心で暮らしやすい環境整備や、住民の声を取り入れた住民に優しい村づくり、ふるさととして生涯にわたって村外に誇れる美しい村づくり等、行政としてのフォローアップ体制の充実が欠かせないテーマであります。これにより、将来はIターンやUターンの増加と定着にもつながるものと思われまます。

次に、学校等統合問題であります。平成22年3月30日に教育委員会からの上申を受け、筑北村、麻績村学校等検討会議を平成23年度から25年度にわたり延べ18回実施し、村のホームページに公表しているが、これを見ると、会議発足の基本理念である子供を主役にしたよりよい教育環境の整備の論議はなおざりにして感情論に終始し、捉え方によっては地域間の勢力争いにしか見えません。村内の小さなお子さんを抱える保護者の皆さんからは、学校統合により地域間の紛争が生じるおそれがある。これに伴い子供同士でもいじめや争いの原因になりかねない。今後の対策が立てられないなど不安の声が上がっております。行政勢力のバランスを論じる前に子供のためのよりよい環境バランスを論じるべきで、将来にわたってしこりを残さないよう迅速な対応を求めます。このためにも原点に立ち返り、今後は保護者を含め村民に理解を得るプロセスが重要であります。

以上を踏まえて、次の事項について答弁を求めます。

要旨1、若者定住施策について内容は。1、若者定住住宅の建設について。2、環境整備について。これは道路、河川、砂防、公園など社会資本整備構想は、地域要望の整備構想は、美しい村づくり構想は。

要旨2であります。学校統合問題について内容は。1つ、これまでに示している不転決意と筑北村の構想のすれ違いをどのように解決するか。2、PTAを初め教育現場の意見の現状と今後の統合に向けた構想は。

要旨3であります。村長の村政運営4年間の総括と今後の姿勢をご説明願います。

以上、村長の答弁を求めます。再質問は自席にて行います。

○議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 尾岸議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、若者定住施策についてでございます。

定住住宅の建設についてでございますが、若者定住施策、今日最優先で進めなければならない重要な施策であり、近い将来を支える若者の定住を図るためには定住住宅の整備は効果的であると考えております。天王地区で進めてまいりましたこの事業は、既に村所有の建設用地がなくなることから現在新たな建設場所を模索しております。これに目途がつかましたら、引き続き若者定住住宅の建設を進めてまいりたいと、こう考えております。

次に、環境整備についてでございますが、道路、河川、上下水道、防災、これら生活環境の整備は若者定住を推進するに当たり大変重要な事項であります。安心・安全、そして快適で住みよい麻績村をつくることは若者定住のみならず重要なことであると考えております。今後も引き続き真の福祉村建設を目指し、努力してまいります。

次のご質問でございます。学校統合問題についてでございます。

筑北地域の学校統合問題につきましては、両村の教育委員会からの上申に基づき進めようということで話し合いを進めておるわけでございますが、ご承知のとおり進展は順調とは言えない状況であります。現在両村で重要な選挙があり、しばらく会議が開けない状況でございますが、再開後は早期に方向づけがなされるよう努力してまいりたいと、こう考えております。

なお、この問題の状況等につきましては、教育長のほうから補足をさせます。

次のご質問でございます。村長の村営運営4年間の総括と今後の姿勢はということでございます。これは先ほどの若林議員さんからもお尋ねされている件でございます。

4年前に村長に就任して以来、残すところ4カ月を切ることになりました。この間、議会議員を初め多くの皆様のご理解、ご協力を賜り村政のかじ取りをさせていただいてまいりましたが、大過なく今日まで過ごすことができました。皆様方には厚く御礼を申し上げます。また、村民皆様とお約束した公約につきましても、おおむねその途につきましたこと、村民の皆様のお力添えと深く感謝を申し上げます。

こうした中で、私自身の今後の進退について考えさせていただきましたが、現在幾つかの重要な事業がその方向を見きわめることができない状況にあること、そして、また平成27年度に終結する自立計画の検証と今後の方向を探る重要な時期が迫っていることなどから、もう1期村政のかじ取りをさせていただき、元気な麻績村づくりに心血を注ぎたい、こうした

思いに至りました。次期に向けての具体的な考え方につきましては、できるだけ早い時期に示させていただきたい、こう考えております。何とぞ、元気な麻績村づくりに村民皆様のご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、尾岸議員さんのご質問に答えさせていただきました。

○議長（宮下光晴君） 塚原教育長。

○教育長（塚原勝幸君） それでは、ちょっと補足させていただきますけれども、教育現場、P T A等を含む意見の現状と今後の統合に向けての構想というような形でございますけれども、ご承知のとおり統合問題につきましては、今現在両村会議が中断をしているというような状況でございます。今後、また再開する段階においては、やはり今村長が申し上げたとおり子供たちの将来の教育環境、こういったものが一番ベターなのかというような部分を主体的に、また早期に統合の両村の会議が開催されていけばと思っているところでございます。

また、P T A等の保護者につきましては、独自にそういったいろいろな感情等にとらわれることなく、本当に保護者としてはどういう気持ちで統合がされたらいいのかというようなことで、今7回ほど検討を重ねているところでございます。施設のそういった比較表等をつくる中で、現状を真に見詰めて保護者としてどう考えるべきかというようなことで討議をさせていただいているところでございます。

そういった討議につきましては、本当の麻績村の保護者、また筑北村さんの保護者等の考え方ということにつきましては、事務局としてその中に出席しております峰田次長のほうから若干補足させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 峰田教育次長。

○教育次長（峰田江津子君） それでは、教育現場でP T Aがどのように対応させてもらっているかということについて、簡単にご説明申し上げたいと思います。

本年5月2日に開催されました両村会議の席上で、保護者のほうから、両村の保護者がざっくばらんに意見を述べ合う、そういう議論を深める場所が欲しいというような話がありまして、それを受けまして、麻績村の両村会議に出ております保護者委員6名と、それから筑北村のほうは両村会議には3名の委員しか出ておりませんので、筑北村の統合検討推進委員会の保護者委員全員を含めまして座談会を持つようになりました。なるべくざっくばらんに話がしたいということで、事務局のほうも両村の事務局が最低限しか出ておりませんので、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

5月15日から9月11日まで全7回会議を設けまして、その流れといたしましては、小学

校施設及び中学校施設の独自の比較検討表を作成させてもらっております。その比較検討表については一旦作成が終わりまして、さらにその比較検討表をもとに単純に点数だけでその結果を評価したくないという思いがありまして、その評価につきまして文章によるまとめ作業を行ってそろそろ終了をいたしております。今後は、その比較検討表及びまとめ表をもちまして両村会議ができる段階になりましたら、それを両村会議のほうへ報告をするというふうになっております。

この保護者委員会の中の一番成果といいますか、両村の保護者の方々が大変建設的に、前向きに検討しているということでございます。本体の両村会議のほうがなかなか進まない中で、両村の若い保護者の皆様方が建設的にお話を重ねていくということは、今後について大変大きな明るい材料であろうかというふうに、出ました事務局としては感じたところでございます。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） それでは、若者定住施策から再質問をさせていただきます。

IターンにせよUターンにせよ、若者が定住するためには行政としてのフォローアップが大事だと、先ほども私申し上げましたけれども、それには教育環境はもとより、それから公園づくり、いろいろなフォローがあると思うんです。その辺の考えについて、行政サイドの答弁をいただきたいと思っております。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃられるとおりでございます。若者定住につきましては住宅をつくるだけでいいということではございません。いわゆる今おっしゃられたような環境整備、若い人たちがこの麻績に誇りを持って住める快適な居住空間、こういったもの、それからさらに子育て、そういったものも総合的にやっていかなければ若い皆さんには魅力を感じていただけないということでございますので、そのようなことも含めて今後努めていきたいと、こう思っております。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 若い皆さんと保護者の皆さんとお話をさせていただきましたが、麻績村には公園がないと。それで、筑北村の公園のほうへ子供さんと土日には出かけてしまうと。だから、何か村民として子供と一緒に伸び伸びと遊べる、安全・安心で遊べる、そういう公園が欲しいという声の方々が持ち上がっているんです。確かに、財政上厳しい中ではありま

すけれども、その辺について村の構想はどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 公園がどのくらいの規模で何カ所あればいいかという問題にもなるわけですが、私も村内のいわゆるそういった場所も見erわけですが、聖高原における子供たちの遊ぶ器具、あるいは聖高原の遊園地といいますかね、子供たちの遊ぶところ、それから旧日向小学校跡地にある公園、こういったところでは親子それぞれ楽しく過ごしている光景が見えるわけですが。そのほかにも村内には何カ所かあるわけですが、それぞれの場所で皆さん楽しそうに過ごしていただいておりますということを見ておるわけですが。また、これらの施設につきましても安全管理、そういったことも今後もしっかりとやっていかなければならないと、こう思っております。

また、今後こういったものを増設する必要があるかどうかということでございますが、大きな住宅団地、具体的に申し上げますと天王住宅団地の中には区画をそれぞれ広場的に充てようということで、そんな対応もさせていただいております。今後につきましても、そのようなことを含めて計画をしていかなければならないと、こう考えております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） それから、現在地域要望の未整備が200カ所以上あるわけですね。地域要望の整備がなかなか進まないという現状からして、住民にかなりの不満があるわけなんですよ。

それで、先日私、大雨のときに村を一回りしてきました。そのときの状況からしますと、道路が川になっているわけです。それで、要望箇所へ行ってみますと、やはり水が噴き出たり、床下浸水になったり、そういう箇所がたくさんあるわけですよ。ですからこの要望を、この前、私も一般質問をさせていただいたときにお答えがありました必要箇所、緊急順位に沿ってやると、そのようなお答えがありましたけれども、例えばこの間のような災害のとき、村の皆さん、行政の皆さんはどのようにその緊急順位をつけて修正して、やらなければいけないというお気持ちになったのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それぞれの地区から頂戴しておりますそれぞれの要望箇所、年々ふえる傾向にございます。こうした中で、それぞれ住民の皆さんのご要望に応じていかなければいけないということで、今回の9月定例会でもお願いしてございますが、あすの予算で議決

いただけるとすれば1,000万円というような額で補正をさせていただいておるわけですが、こういったものを充てながら村単独事業は進めてまいりたいと、こう思っております。

それから、村単独事業以外で国の交付金を活用したり、あるいは補助金を活用したり、あるいは県の制度を使ったりと、こんなようなことも含めて、それからまた災害対応のできることについては災害対応でと、いろいろなことを活用しながら地域の皆様方の、住民の皆様のご要望に早く応えていかなければならないと、こう考えております。今後もそういった気持ちでやっていきたいと思っております。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） それから、いま一点、河川でございますけれども、先日の台風のときの大雨ですけれども、麻績川周辺をずっと見回って見たのですが、オーバーフロー直前のところ、あるいはオーバーフローが完全にされているところ、この辺について河川堤防のかさ上げが重要な話だと思うんですよ。あのまま台風が停滞していた場合には必ず大災害になった、それはもう想定できます。ですから、その辺について県・国に対してどのような要望を進めていくのか、村としての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今回の18号につきましては、本当に大量の水が上流から雨水が流れてきて、麻績川等につきましては、本当に今おっしゃられるとおりがりぎりのところまで来ておりました。これらおおむねの場所につきましては、それぞれ私ども把握して、いわゆる予測をしておる箇所やはり予測をしたとおりの状況になっております。

以前から、県等につきましては麻績川の改修、改善、こういったことについては要望してございます。今回の状況につきましても、写真等をしっかりと撮らせていただいて、現状等を県のほうにお願いしてまいると、つなげていくと、こんな考え方で進めております。

それから、いわゆる県以外の村が管理しておるような河川につきましても、やはり予想している箇所につきましてはそういった状況に至っております。こういったものにつきましても、今後あらゆる制度を活用しながら整備していきたいなど、こう考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） それから、先日の災害のとき河川状況を観察をしようと思ひまして道

路を見て歩いたわけですが、消防車が入れないような道が余りにも多いということなんです。その辺の対応についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 実は、尾岸議員さん心配されておられること、今までのご経験でそんなような心配をされるわけですが、実は私もこの職になってから、それが麻績村の安心・安全を確保するのに一番重要なことだと思っていたことでもあります。

そうしたことから、村内全地区に消防車が入れる、それから緊急時の車両が入れる、こういった村づくりをしなければならない。それから、さらにはいわゆるバイパス、その線が不通になったときほかから入れるかと、そういうことも確保しなければいけないということで、今村内の重要な地域に通じる道路の整備、こういったものを進めておるわけでありまして、梶浦地域におきましては、昨年重要なところが完了したということで、あと大きな集落、野口、矢倉方面、この大きな集落へつながる路線、こういったものも整備しなければいけない。まだこのほかにもありますが、順次整備をしていきたいとこんなことでもあります。今後も引き続いてやっていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） それから、美しい村づくりということなんですが、花が咲き誇って、それできれいな街道が続いているところ、まちがそういう花とか植木とかいろいろ美しいところに限って犯罪が少ないと、こういう村民の声がありました。それも裏づけがあつてのことだと思います。

今後、この美しい村づくり、花いっぱい運動とかはもちろんです、その辺についての構想をちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 村内各所で美しくしようという運動を展開していただいております。感謝を申し上げます。長い距離でやっていただいておりますのが市野川地区であろうかなと思います。以前は桜並木でやっていただいておりますし、最近は秋桜、それから、ほかの花等を植えながらやっていただいております。それぞれ地域の組織、特に高齢者の仲間とか、そういった皆さんでやっていただいております、あるいは個人でやっていただいておりますということもございます。本当にありがたいことでもあります。

それから、こういった路線につきましては、そのほかのいろいろな各種団体が清掃活動をボランティアでやっていただいております。また、聖高原についてもやっていただいております。また、聖高原についてもやっていただいております。また、聖高原についてもやっていただいております。というようなこともございます。本当に美しい村づくりというのは、皆さんの力を借りなければならぬと思っております。

それから、それぞれの地区におきましても例えば大事なポイント、明治町の駅前でありますとか、さらにまち通り、そういったところにプランターで花を植えるとか、いろいろなことをやっていただいております。また、日向地域におきましては、学校の跡地をきれいにしようとかこんな運動も出ております。こんな運動がまだほかにもたくさんございますが、こんな運動がさらに広がってほしいと、こう願っております。

現在、麻績村では麻績村応援団という制度を使っておりますが、こういった形で麻績村に集まった貴重な資金、こういったものを活用しながらそういった運動をさらに広げていきたいなど、こう考えております。

以上であります。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） いずれにしても、この若者定住につきましては行政のフォローアップが大変重要になってくるということで、これからも計画的に構想を進めていただきたいと、それを要望いたします。

次に、学校統合問題でございますけれども、昨年の9月定例会で若林議員さんの質問に不転の決意であるとそのように述べられておりますけれども、その詳細についてお答えしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 学校統合問題につきましては、幾度も申し上げておるわけでございますが、これから子供たちが少なくなっていくこういったような状況を見る中で、それから、さらに新しい教育ということを考えなければならない時代になってきておるわけでありまして、こういったことを考えていくと学校統合というのはどうしても必要なことなんです。

ですから、尾岸議員さんがおっしゃったこと、それから若林議員さんが以前ご質問いただいたような、いわゆる子供たちにとってよりよい教育環境の整備、こういったものはどうしても進めなければいけない問題であるわけです。大人のエゴで学校を考えてはならないと、子供たちの将来を、この地域を担う大事な子供たちをしっかりと育てようという観点から考えていかなければいけない問題だと思っております。

ただし、この学校統合問題というのは麻績村だけで進められない、筑北村さんとの関係、これがございます。そして、また筑北村さんにつきましては、それぞれ地域間複雑な問題があるということでございます。こういったことを早く解決していきながらよりよい方向を見出していきたいと、こんな考え方でございますので、もうしばらく見守ってほしいと、こう思っております。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） その中で、筑北村長さんと、それから麻績の村長さんが案を出しましたですね、検討会議に。その案について真意といいますか、その辺の提案された真意とか内容、その辺をもう一度お答え願いたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 両村長で提案申し上げた統合案というのは、両村長で幾度も話し合っていて、将来に向けてこれが子供たちにとって最善であろうという両者に確認し合って出した案でございます。ですから、現在両村長の案、それから筑北村さんでその後検討された2つの案、この3つの案が出ておるわけでありまして。こういったものが、今後どんな方向がいいのかということで詰めていかなければならないと思っておりますし、それから、さらに先ほど教育長、それから峰田次長が申し上げたように、保護者の皆さんが考えておられることもございます。こういったものを含めながら今後考えていきたいと、こう思っております。

先ほどのご質問の両村長案につきましては、両村長が子供たちの教育環境、これが最もいいだろうといった案を出させていただいたということでご認識をいただきたいと思っております。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） この保護者との検討会議、7回やったとおっしゃっています。私も検討会議の中で中身を見させていただきました。それで、検討会議の中に保護者の方がいるんですが、例えば筑北村のある議員さんの発言はAかBか、どちらかしか妥協を許さないというようなご意見でございました。それに対抗するように同じ筑北村の保護者の皆さんが、それでは前へ進まない、全て子供のための環境を論じるべきだと、このようなご意見がございました。その辺について、村の考えはどのように考えているのでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 今ご意見がありましたとおり、強いて言えば先ほどのご質問のとおり両村長さんが示した案、それから筑北村がA、B2案というような形で示した案というような形で今いろいろと協議をされているわけでございますけれども、まずもって委員会の中

で筑北村さんのある委員さんからは、要するに数のバランスと地域感情が問題だと、早い話が筑北村に学校は2、麻績村には1だということをはっきりそういう、その中でA、Bどちらか選べよというようなそんなご意見も出ているわけでございますけれども。あくまでも麻績村の姿勢といたしましては、将来の子供たちの教育環境を最優先に考え、明るく伸び伸びと、そして心豊かにたくましく育てる教育環境はどういう教育環境かということを中心に協議を進めているというような段階でございます。

そういった中で、保護者の皆さん方から、保護者独自でそういう協議をする場所がないというような形の中で意見が出されまして、現在保護者独自の中で学校比較、あるいはそういった本当に子供たちが教育できる環境はどこがいいんだというような形で施設の検討に入っているというような状況でございます。そういった今現在そういう保護者座談会の内容等を真に重く受けとめて今後は協議を進められていくと思っておりますけれども、いずれにしても、そういった本当に今子育てをしている本当の保護者の意見が重要視されてくるのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、やはり村長も答弁の中で申しておりますとおり、地域的な感情というのはどうしても先に立ってくるというような形でございますけれども、麻績村においてはそういう感情ではなく、子供たちの将来を考える中で今後も統合問題については検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） その中で、ちょっと気になる発言がございましたけれども、今の教育長ではないですが、ホームページの中で会議録の関係ですが。保護者の方から初めて検討会議に出席させていただいたと。それで役員が変わるたびに原点に戻ってしまうと。それはPTA、保護者の皆さん全体でその辺の討議を進めていないのではないかと。初めて参加させてもらったとか、初めてお聞きしたとか、そのような声が結構あったような記憶があります。その辺について、PTA全体に輪を広めて、それで今後検討していく、研究していく、そのようなお考えはございますか。

○議長（宮下光晴君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） ご承知のとおり保育園、小学校、中学校等のPTAの代表につきましては、任期が1年というような形で統合会議のほうにも参加させていただいているというところでございます。

麻績村につきましては、そういった形の中で、やはり本来ですとそういった役員がしっか

りと引き継ぎをしていただいて、次の会議に臨んでいただくというのが望ましいわけですが、麻績村においてはそういった中においてもやはり1年間協議をしてきて、すぐ新しい委員が行って、じゃ全部の内容が網羅できるかというような形がございますので、麻績村においては1年重複して委員を出しているというような状況でございます。

ですから、強いて言えば、今現在においては24年度のPTAの役員の皆さんと25年度の役員の皆さんが重複して会議に出させていただくと、来年については、今度は24年度の委員さんは退いて、今度は26年度の新しい方と25年度の方というような形で、そういった引き継ぎがしっかりいけない部分については、そういう形で重複する中でお互い麻績の保護者の皆さん方も協議できるような形というようなことでさせていただいております。

そういった中で、いずれにしましても、今後これだけある程度長い年月がかかってきているというようなことになると、どこかではやはりPTA全体的にこういった今状況ですよというようなお知らせもしていかなければならないと思っておりますし、特にはホームページ、あるいは今尾岸議員さんが言われたとおり議事録等についてもホームページで全部アップしてございますので、そういった部分のPRをする中で、保護者の皆さん方にお考えをしっかりとさせていただくというような方法も、今後PRしていかなければならないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） いずれにしても、冒頭申し上げましたが、保護者を含め村民に理解を得るためにはそのプロセスが重要だと、この辺をぜひ大切にさせていただきたいと思ひます。

それから、村長の村政運営4年間の総括と今後の姿勢を承りました。その熱意も承りました。具体的には今後政策決定をされるようですが、先ほど若林議員さんからもご意見ございましたけれども、私もこのスピードアップ化、これについては評価するものであります。重要なのは、ポイントを絞っていくということが一番の重要な話だと思ひます。広げるばかりではなくて何が重要か、この麻績に何が重要であるか、これから何をすべきか、これが一番重要なことだと思っておりますので、ぜひこの厳しい財政運営もされているようですが、その辺をしっかりと運営をしていただく、あるいは制度の活用、これについてもぜひ研究、研さんされて財源確保に努めていただきたいと思います。

もう1期をとというご決意でございます。私も、ぜひやっていただきたいと思いますという気持ちでこの姿勢をお聞きしたわけですが、ぜひ今までどおり熱意を持って、迅速に村政運営に努めて

いただきたいと思います。

以上、私からの質問は終わります。

○議長（宮下光晴君） 7番、尾岸健史議員の一般質問が終了しました。

◇ 坂 口 和 子 君

○議長（宮下光晴君） 続いて、4番、坂口和子議員の一般質問を許可します。

4番、坂口議員。

〔4番 坂口和子君 登壇〕

○4番（坂口和子君） 坂口です。

私は、さきに通告いたしました若者定住促進事業についての質問をいたします。

若者定住施策につきましては、ただいま尾岸議員からも質問がありましたので、重複する部分があるかと思いますがご容赦ください。

若者定住促進事業につきましては、本年3月定例議会で承認されました第6次麻績村振興計画第5章第2節の人口増加対策の中に定住環境づくりと定住促進がうたわれています。

そのことから、私は要旨の4項目について質問をいたしますが、1項目ごと一問一答方式にて行いますので自席に戻らせていただきます。

要旨1についてです。

この若者定住促進事業という事業開始からの経過と、近年を含めた現状について伺います。

昭和31年の日向、麻績の合併時は約5,000人余、平成22年度では約3,000人ということで、半世紀で約5分の3に減少しております。このことから、この経過と近年を含めた現状について、まず質問いたします。

○議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 以前、麻績村は5,000人を超えていた人口が、現在は3,000人ぎりぎりになってございます。これは全国的な人口減少ということもございますが、都市への集中、いわゆるこういったこともございます。そういった中で麻績村人口は3,000人に減っているという、おっしゃるとおりの現状でございます。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） その現状を踏まえた上で多分定住促進計画が計画されてきていると思いますけれども、その経過ですね、促進事業を行い始めての経過が何年ごろからそれを行い始めて、それによってどのくらいふえたとか、そういう最近の現状が見えていましたらお答え願いたいと思いますけれども。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃるとおり人口がどんどん減っていくということでございます。こうした中で、これを放っておくとさらに人口が大きく減っていくということになるわけですが、人口が減るということは村自体がどんどん衰退していくということにもなるわけです。それと、あわせて私が一番危惧しておるのは、人口が減るということ以上に若者が少なくなっていくということが一番危惧していることです。すなわち若者が減っていくということは、地域を支える人たちがいなくなっていくということなんですね。ですから、嫌な言葉でございますが限界集落でありますとか、消滅した集落とかこういったことが出てくるわけでありまして、そういったことを避けなければいけないということで若者定住事業を進めておるわけでありまして。

そして、最近のことで申し上げます、近年のことで。23年度からこの若者定住住宅の建設を進めておるわけでありまして、23年度から23、24と進めてまいりました。さらに、ことし25年度も計画しておるわけでございますが、今日までこの数年間、ここで実施した23年度から昨年度までに建築した建物が11棟、それから今年度は2棟建設を予定しております。それで、これによる若者定住、実際どのくらいの数字で出ているかということでございますが、この住宅によって現在40名が新たにいわゆる定住に入っております。このうち中学生以下が14名ふえているというような状況でございます。いわゆる住宅、建設した分についてです。

あと、このほかには、麻績村では今空き家対策、空き家を活用していこうということでやっておりますし、それから、さらにこの空き家活用とあわせて空き家を改修する事業、こんなことも今あわせてやっております。こういった効果も大分今出てきております。この辺の数字につきましてはちょっとつかんでおりませんが、新しく住宅を建てただけでこれだけふえておるわけです。こんなことから、この事業を今後もやっていかなければいけないことだなと、こう思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 今伺いました住宅の棟数については了解しました。

ただ、6次の振興計画のところにも参考資料として出ておりました。22年度は5人、23年度は4人という一桁になっていますね、10人以下の子供さん、出生ですね。そういうことで反面、死亡は60代から70代の方々がふえておりました、これは自然減少ですね。それから、23年度は転入が103人で転出が69人、これ差し引くとやはり30人近くは転入されているのかなという感覚は受けました。

そういうことで、ただ子供の数もふやしたいという施策がこの若者定住になっていると思いますので、ちょっとこの後の質問にも関係してきますので、とりあえずこの要旨1はそこで打ち切らせていただきます。

次に、要旨2についてですけれども、今後の長期計画を何年ぐらい想定していらっしゃいますか。ということは、先ほどの尾岸議員さんからの質問でもちょっと触れましたけれども、住宅の建設計画、今後どのくらいはつくっていききたいとか、それからその財政計画はどうされますか。それから、村長の今後の4年間の話も先ほどありましたので、そこらを含めて建設計画、財政計画、どのようにお考えでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今この若者定住住宅建設事業を進めていることによって若者がふえている、子供もふえているということをご理解をいただいたかと思います。実際に数字を見てもおわかりのことと思いますが。こういうことから、この事業は当面進めなければいけない仕事だと思っております。そして、かといって財政が伴うことでありますから、むやみに建設していったら財政を圧迫する、こういった事態になってはいけないということで、今村で進めている若者定住住宅については何年で償還できる、何年で元が取れるかということですね。その後どう続けていくかということ計算しながらやっております。そういうことで、今の住宅が25年前後で元が取れる、そういうようなことで考えておるわけでありまして。

そういったことで今進めておる住宅でございますが、実は天王地区で進めていたわけでございますが、もう既に村有地がなくなるということでもあります。そういったことから、今村内に数カ所の候補地、何カ所かの候補地を今検討しておるわけでございます。これらにめどがつかましたら、今回の補正予算にもこれらの調査に関する予算も盛りさせていただいておるわけでございますが、できれば年度内にある程度の場所を決めていきたいなど、こう考えております。そうなりますと、新年度からさらに新たな場所にできるのではないかなと、こう

考えております。

それで、これにつきましては、おおむね何戸ぐらいというご質問でございますが、とりあえず私が今の思いで申し上げさせていただきますと、次の4年間の間には20戸ぐらいは可能ではないかなというふうには考えておるわけです。それは財政的にも、先ほども申し上げましたように、何年で償還できるというようなことをきちんと計画を立てていけば、村の財政にも圧迫しないし計画的にできるだろうと、こう考えております。

そうすることによって、もし教育委員会のほうで答えていただければと思うんですが、子供たちの数も先ほど申し上げたような4人というような、あるいは6人というような状況でございましたが、そういった子供の数も今ふえている状況です。ですから、こういった仕事をもっと早く進めることによって子供たちの数もふえるのではないかなと、こんな期待をしておるわけです。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 了解しました。

今後、その20棟は集合的にやはり1カ所の土地のところでやるのか。実は、最近村の中にも、住宅を解体してその土地の販売をしている箇所が何カ所か見受けられます。多分これは当然不動産業者が入りまして仲介してやっているとは思いますが、村としてその土地所有者の方々と話し合っていて、例えば村も住宅を建てたいんだけども格安にというか、少し村に提供していただくような価格でというような、そういう交渉は難しいのでしょうか。もともと麻績村に住んでいた住民の方々がやむなく転出されていると思います。全体的に見てもあちこちに空き地ができていて、それで売地とかいう看板が出ていると非常に寂しく思うんですけれども、そこらの空き地になっている村民の所有者との話し合いとかそういう交渉はなされる予定はないですか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 建設用地の確保ということであろうかと思いますが、若者定住住宅について申し上げますと、若い皆さんの考え方がいいですか、そういうようなことに応えられるものでなければいけないと思っております。ということになりますと、村内には各所に空き地なり、お譲りしてもいいというような土地もあることはございます。しかし、若い人たちがどんな環境に住みたいかということを考えていきますと、それぞれ条件のよいところということになるわけですね。ですから、そういうところを確保していきたいと、こう考えて

おります。

そして、また1戸、1戸、ぽつんぽつんではなくて、できればある程度まとまった地域というようなものが望まれるのではないかなと、こう考えております。でございますから、今時点で空き地が出たから交渉するというようなことは今はやっておりません。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） その一戸建てのところでは利用されている利用の価値というか利点ですね、多分今、協力隊の皆さんがあちこちの住宅に入っていらっしゃると思いますけれども、そういうところへ入られたために地域の人たちの交流が密になっているところがあると思います。

ですから、それは考え方ですけれども、転入された方が地域の人たちと密着して生活することによってこの麻績村のよさ、または将来的に麻績村に住んでもいいわというような感じになっていただけると永住者がふえるのではないかなという考えも、私個人的には思っております。集合住宅にすると、確かに天王団地のように建てたときは非常に活性化もありますし、若者の人たちのコミュニケーションもよかったり、それから、先ほど出ました公園等の問題も1カ所につくればという、その活用利用点については非常に効果的かなとは思いますが、住民の中に入って地域の人たちと密着して生活するということの、その点の結びつきはどのようにお考えになりますか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 居住の条件ではありますが、今村で若者定住の住宅を建設しているのは、あくまでも借家です。永住目的ではないんですね。でございますから、永住される方はどういう考え方があるのかというその辺の違いもあろうかと思えます。

それと、地域おこし協力隊がそれぞれの地域に分散して地域に入っているというのは、地域おこし協力隊の目的がその目的であるので、そういったことで今やらせていただいております。地域を元気にしていかなければいけないということでやっております。

ただ、若者定住用の住宅をそういった形でやって、若い皆さんがすんなり入ってこられるかという逆の心配もあるわけです。しかも借りて住むということでございますから。ですから、そういったようなことも考慮して今検討をしておるわけです。

それと、やはり便利な土地ということが必要なんですね。幾ら安い土地があるといっても離れたところであれば、若い人たちは通勤とかそういうこともございますので不便かなと、

そんなようなことを思っております。そんなことで今計画を進めております。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） それでは、次に天王団地に関する件ですけれども、現在4区画残っていると思いますけれども、これは将来的に村営住宅の建設用地に転用する考えはありませんか。先ほどの村長のお話だと、20棟を別の新しい土地を考えているというお話でしたけれども、そこらのところをよろしく願います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 天王住宅につきましては、若者定住の住宅で使わせていただいております。ということで、残りはこの計画が終わりますと1区画が残ることです。それで、さてその1区画まで使っていかどうかということなんです。1区画は販売できましたので、そのほか使うと1区画が残ることです。ただ、この1区画まで全て使ってしまったのかなということがちょっとあるんです。というのは、何かあったときの1区画はとっておきたいということもございますので、その辺も今詰めておるところでございます。1区画ぐらいは残しておいてもいいのかなと、こう考えております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 承知しました。先ほど25年度に2区画と言っていましたね。それを入れると残りが1区画ということでしたね。すみません、私のほうを訂正いたします。今の天王団地の計画については了解いたしました。

次に、要旨3の若者のIターン、Uターン、村外転住者の分析はということですが、村外、県外から見られて麻績村にIターン、Uターンされた方々のご意見、または先ほどの天王につくった団地もそうですけれども、入居者の募集をすると結構倍率が高くて大勢入居希望があるということですが、そこらの皆さんの考え方の魅力をどのように分析し、また、それをどのように今後活用していくか、答弁いただきたいと思っております。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 若者のIターン、Uターン、村外への転住者の分析、これらについては現在行っておりません。ただ、村に入られた方等につきましては、いろいろな機会を捉えてお話をさせていただく機会がございます。こういった中で皆さんが口々におっしゃるのは、麻績というところは大変交通の便がいいと、勤務するのに麻績というのは本当にいい場所だと、そしてまた環境もいい、すばらしいと、こんなことをおっしゃっていただきます。その

ほかいろいろな村の進めております観光でありますとかそういったこと、それからさらに歴史文化、こういったものについても皆さん魅力を感じていただいております。

麻績に来たいという方については、麻績の魅力をそれぞれ語っていただきます。こんな魅力をこれからもさらに高めていくこともしなければいけないし、こういったものを活用しながら若い人たちをこれから呼び込んでいかなければいけないと、こう思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） その魅力がやはり村外、ホームページとかペーパーでも時々は見ますけれども、それが人口増につながるようなところへなかなか直結、来られた方がいいとか、先ほどもお話ししましたように希望者は多いということですけども、実際に今後この麻績村の魅力、それから自然環境等が人口増につながるような施策の中に、若者定住促進住宅以外にも何か考えていらっしゃいますか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 現在進めておる事業につきましては、村内の空き家の活用でありますとか、それから村営住宅団地の分譲ということもやってまいりましたが、1区画は販売できましたが、残りは今回使ってしまうのもうなくなってしまったということでございます。それから若者定住住宅の建設、こういったこともやっておりますし、それから最近は空き別荘が少し動き始めておるといような状況でございます。こういったことも含めて、麻績に住んでいただく方々をふやせる要素は麻績村にはあるなど、こう考えております。

今後、まださらに積極的な方法は考えられないかということですが、これは今後また研究をしてみたいと、こう思っております。

以上であります。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 過日、愛知大学の学生さんですか、大勢見えられて、第2公民館で宿泊しながら体験授業か何かを行ったよしに聞いておりますけれども、その内容をちょっとお話しいただき、また学生から得られたご意見等をちょっと参考に提示していただきたいと思っておりますけれども。

○議長（宮下光晴君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 9月の上旬ですが、3泊4日で愛知大学の学生さんと教授含めて13名ほどがフィールドワークということで麻績村に来まして、麻績の農作業体験で

すとか、地元の方々との交流を実施しました。最後の日には、麻績村に來まして感じたこと、思ったことというようなことで報告会も持ちましてきたところです。その報告会の中にも、麻績にこんなことをしたらどうかというような提案もありましたので、またできれば今後もそのような学生との交流会は進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） せっかく大学からも学生さんが見えたりとか、大学との連携もとれているとしますと、今後そういう麻績村の若者の定住施策につきまして、そういう大学との連携とか、継続的にそういうことをつなげて施策の研究をしていくとか、地域産業の研究だとか、いずれにしても若者が定住して将来的に人口がふえるためには地場産業の研究だとか、それから農業、森林含めてやはり新しい産業の企業だとか、歴史文化を生かした観光事業とかのリンクがなされて初めて永住していただく人口がふえていくと思うんですけれども、そういう考え方についての研究、検討は何か計画されていますか。

○議長（宮下光晴君） 推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 大学との連携ということで今ご質問がございましたけれども、今現在進めておるものですが、集落“再熟”実施モデル地区支援事業の関係で今松本大学との連携が進んでおります。これにつきましては、今市野川地区に集落関係等が入っておりますけれども、その取りまとめ報告会を松本大学のほうでやっていただけるというような形で、学生さんも入っていただけるような形で今検討を進めているところでございます。

また、今回の愛知大学の研修につきましても、東京のNPOとの連携の中で実現しておりますので、またできれば今後も続けていきたいというような形でNPOとは話をしております。また、大学との連携ではございませんけれども、10月12日からこちら3泊4日になりますけれども、若い皆さんの村内の体験ということも今現在計画中でございますので、そんなような形で、都市住民との交流というのもこれからも続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 今私が提案したのは、今後やはり麻績村に定住していただくための起業、起こす何か、事業をやはり定着して若い方々がここで住める条件をやはり村が整えないと、なかなか一時的にここへ転入してここに住んでも、子育てが終わって、みんな大きくな

ればぱっと出て行ってしまふ、また人口が減るといふそういう繰り返しになってしまふては、やはり麻績村の本来の農業だとか条件がやはり継続されていかないということになると思うんです。その判定をどのようにリンクさせるかということを私は今伺っているんですけども。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 若い皆さんが、ここに次から次と住みついていただける村づくりというのは本当に大事なものであります。そういったことで、今いろいろな施策を実施しておるわけでありましたが、定住ということになりますと定住の前に交流が必要なんです。

ですから、今若者の交流というようなことをいろいろな分野でやっております。今申し上げたような形、それからさらには若い皆さんと起業の経営者との連携というようなこともやっておりますし、また麻績の資源であります農業、農村、こういったものを活用しての若い人たちの交流、こんなことも進めておるわけでありまして。こういったものが総合的に実を結んでいけば、麻績村の人口は減る一方ではなくて、まずとどまる、そして少しでもふえていくと、そんなことを期待しながら村づくりを進めていかなければならないと、こう考えております。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 期待しています。そういうことで私たちが協力できるときは一生懸命研究しながら頑張りたいと思いますけれども。

それに関して、先ほどもちょっと答弁の中に子供が少しふえているというお話がありましたけれども、小学校の要支援体制は非常にすぐれているんじゃないかなと思います。私たちが昔の遊びや何かで学校へ出入りしていますけれども、非常に要支援児の子供さんたちが健常児の子供さんとも、それから先生方とも非常に連携し合っている環境にいると思いますし、それから今実際に校長室だより、おみっこ通信の中でも非常に細かく校長先生からの通信がPRされております。

こういうことから見ると、麻績の小学校は非常に魅力的な学校で、先生方も全員で取り組んでいただいているという非常に恵まれた教育環境にあると思うんですけども、これを逆手にとって、例えばマンモス学校でいろいろと問題を抱えている子供さんたちの親だとか、そういう親たちへの情報提供だとか、そういうことは将来的に考えてはいらっしゃるかどうか、ちょっとお考えをお願いします。

○議長（宮下光晴君） 塚原教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 今議員さんの言われたとおり、小・中学校の、また保育園もそんなんですけれども、特に一貫したそういった教育理念の中で支援を要する子供たちの充実という部分については、近年大変充実してきたのではないかなというように感じます。

それと同時に、いろいろとそういった私どものほうの取り組みについては、県のほうの子育ての研修会等でも事例発表とか、いろいろそういう研究材料として上げていただいたりとか、また私どもホームページ等でそういうものの活動も掲載してございますし、強いて言えば、そういった地域の信毎さんとか市民タイムスさん等で麻績の子供たちの活動が掲載されるというようなことになれば、やはり対外的により多くの市町村の皆さん方にそういったことが知れわたって、活発にそういう子育てが行われているなというようなことが伝わっているんじゃないかと思えます。

先ほど来は、あくまでも定住促進というように、ハードの住宅建設とかいろいろあったわけでございますけれども、やはり子育ての充実した村というような形で、やはりハードのでき上がった住宅に来てすぐそういう若いお母さん、お父さん方が、やはりその子供を安心して今度は大きくしていくというような、そういった基礎的部分の充実というものもともに図っておりますので、そういった部分では今後子供たちがふえていくのではないかなというように感じしております。

なおかつ、先ほど振興課のほうのデータの中にもございましたけれども、ハードの中で子供たちが、先ほどのデータ14人がふえたというようなことでございますけれども、実際的には新しい住宅でこういう形でございますけれども、Iターン、Uターンとかいろいろな部分、また家庭の事情で出て行ってしまうというようなこともございますけれども、現状の中においては、こういう施策がなければ小学校、あるいは中学校の子供たちが激減していくというような状況でございますけれども、やはりこういったいろいろな施策を絡めることによって、やはり小・中学校の子供たち、あるいは保育園の子供たち等が現状維持、あるいは若干ふえているというようなそういう状況下にもあるというようなことでございますので、やはりそういった意味で、子育ての充実というような形で今後も続けていければいいかなと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 承知しました。ぜひ学校教育環境が非常にすぐれているということをしっかりPRしていただいて、外からのそういう問い合わせとかは、その反応はどうですか。

○議長（宮下光晴君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 特に今、近年子供たちの社会性や職業的自立というようなことでキャリア教育、これは要するに現場体験とかそういう部分でございますし、また学校と地域が一体となって地域の子供たちを育てるといようなコミュニティスクールというような形、これはもう本当に今地域の方々に学校に入っただいて、昔遊びの会の方々とかいろいろ、それから老人クラブの方々とか一緒になって子供たちを育てていただいて、大変これはありがたいことだと思います。

それから、特別支援を要する子供たちが地域で学べるインクルーシブ教育の確立というような形もございますけれども、要するにそういった部分で地域で特別支援を要する子供たち、地域で学びたいという子供たちは地域で学ばせようというように、そういう取り組みが今は麻績のシステムになっていようかと思えます。そういった形では、大変そういう効果的なものが対外的に浸透しているということになれば、そういったPRによりまして、中には強いて言えば違う学区から筑北中学校のほうへ、それを親が筑北中学校のほうがいいというように形の中で違う学区から通っている子供もいます。実際的に、そういう部分が徐々に対外的に浸透していくということになれば、そういった麻績村の施策をやはり感じ取っていただいて、麻績村に住もうという方々が今後来るのではないかなと思っているところでございます。

今後も、そういう形で充実する中でよりPRができ、またより地域の皆さん方にご協力をいただく中で、地域が一緒になって子供たちを育てていければありがたいかなと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） そうですね。本当に村民として、一旦麻績村から出て行かれた人たちも、麻績村の学校が、子供たちの教育または子供たちの子育ての環境が非常にすぐれているということを理解していただいて、村民の人たちを通じてぜひ若者の皆さんにそういうことを浸透してIターンしていただければありがたいなと思っております。これは非常に素晴らしいことだと思っております。

ただ、それが果たしてどこまで村外へ転出して、今実際に村外に住んでいる住民の方々に浸透しているかというのが非常に私もちょっとわからないところで、実際に自分も子供を持っておりますので、本当にこちらへ来て住んでもらえるかどうかは今のところ未定なんですけれども。ぜひそういう環境、帰って来ていただいて、ここで住んでいただいて、そし

ていい子育てができ、そして、いい子供さんが育てられるようにぜひ村がバックアップしていただければと思います。

それから、幾つか今までに申し上げましたけれども、振興計画の中に施策が幾つか挙げられております。今私、振興計画の冊子を持っているんですけども、その振興計画の中の冒頭にも申し上げました人口増加対策の中の施策に挙げられている5項目があるんですよ。この5項目について、今私が質問した幾つかもそれに関係していることもありますけれども、この振興計画の施策の取り組みは今後どうやって、どの課がどんなふうにしてとか、住民とそれから行政とのタイアップをどうするかとかいう、その振興計画の実施、施策の成果に求めるものの計画はどんなふうになりますか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今村では、それをさらに実施に向けては3年ごとの計画に区切ってローリングをしながら見直して、それぞれ次年度の事業を計画をして、その具体的な財政の裏づけとかそういうことを見ながら、3年ごとにさらに具体化をしておるわけです。どの項目についてということではなくて、全体的にそんな考え方でやっております。

ですから、今ございますその5項目につきましても、それぞれ予算編成に向けて事業計画、具体的な次年度の計画に向けてやっていく作業が出てくるということでもあります。その段階で具体的な形にしていくということでもあります。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） ぜひ住民の皆さんにしっかり理解していただけるように、それから住民の皆さんの提案等がうまくそこへリンクされていくように、情報収集もあわせて行ってほしいと思います。

それから、一方そのPRというか、住民周知の手段として今「おみも」とかということでホームページもつくられていると思いますけれども、ホームページのない人たち、見られない方々に対しての施策的なものの情報も今後はどんなふうにしていけますか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 村の広報、いわゆる村民の皆様、住民の皆様にお知らせをするという仕組みが今十分かどうかということで申し上げますと、決して十分であるというふうには思っておりません。

そして、またそれぞれの層といいますか、年代といいますか、そういった皆さんに等しくいろいろな情報を得ていただくということは大変重要なことでもありますので、今後さらにど

うしていくかと、いわゆる紙ベースでいくものと、それからインターネットのネット回線を使っていくといういろいろな仕組みがあると思いますが、こういったものもこれから考えていかなければいけない問題だなと、こう思っております。

村民によりわかりやすい行政を進めるには、さらには出向いて行って懇談会というような形も必要だと、このようにも考えております。全ていろいろなことを考えて村民の理解を得るような形にしていきたいと、こう思っております。

そして、またあわせまして、これは私どものほうからお願いでございますが、議員各位におかれましても、住民の皆さんの意見を吸い上げていただいて、おつなぎいただくというようなことも大事ではなかろうかなと思っております。ということで、議員各位から頂戴したご提案等につきましては、村としては大事に受けとめながら、できるときにはそれをやっていきたいと、こんな気持ちでおりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 時間もだんだん迫っておりますので、総合的に私が今回質問をさせていただきました若者定住促進事業の今後の計画につきましては、やはり順調に成果が出るようにそれを期待いたします。

それから、何回も申し上げましたけれども、できたら借家だからその後、麻績から転出されるんじゃなくて、将来的に麻績村に永住していただけるような村の施策が、そのせっかく転入していただいた若者の皆さんにやはり理解していただいて、それから子供さん同士の学校教育、それから環境、子育て支援の環境等が若者の皆さんに受け入れられる。将来に人口増につながられるような施策をしっかりとやっていただけるとありがたいかなと思っております。

若者の皆さんの交流等が、私がちょっと気にかかるのは、天王住宅だとか、それから今後新しくできる20棟の住宅については、そこの場の皆さんはいいかもしれませんが、地域だとか村全体との交流だとか、そういうことがなかなかわかっていただけなかったり、交流がうまくいかなかったりということで、逆に言うと、もう先ほどお話ししましたように、子育てが終わって、もうみんなが出て行ってしまえば、もう麻績村はさらばだわというような、そういうことにならないように麻績村全体で受け入れられる体制が整わなければいけないかなと思っておりますけれども。そこらを希望いたしまして私の質問は終わりたいと思っておりますけれども、促進住宅施策はこれからはばらくの間は進められていくと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（宮下光晴君） 4番、坂口和子議員の一般質問が終わりました。

ここで、昼食時間のため休憩をとります。

再開は午後1時といたします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（宮下光晴君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開いたします。

◇ 小 山 福 績 君

○議長（宮下光晴君） 5番、小山福績議員の一般質問を許可します。

5番、小山議員。

〔5番 小山福績君 登壇〕

○5番（小山福績君） 5番、小山福績。

事前に通告いたしました2件について質問させていただきます。

初めに、旧聖高原ホテル解体及び跡利用の計画は、平成19年ころ廃業し、村に返却されてから5年前後経過しているが、今後どうするのか。

昨日、観光課の方に案内してもらい現状を見させていただきました。昭和61年建設の最上部にある宿泊棟はまだ外観も割合にきれいであり、解体するにはもったいないような印象でした。しかし、玄関側から見る建物は老朽化が進んでおり、景観上も観光地としてはふさわしくないと感じました。建物面積1,042.3平方メートルの広さがあるわけですから、更地に戻し、将来的に聖高原の観光をどうするのか見直すときが来ていると考えます。

近年、交通アクセスのよいキャンプ場は人気が高いと聞いています。聖高原も麻績インターから15分圏内にあり十分対応できると思います。旧聖高原ホテル一帯を跡利用としてオートキャンプ場に変えていければと考えます。

次に、議会議員の定数について。

現在、麻績村の議員定数8名についての村長の考え方、前々回選挙戦になった平成17年9月の投票率は87.13%とまずまずの投票率であったが、21年の前回選は無投票となり、今回も無投票の様相が強かった。告示日午後になり1人の方が立候補され9名の選挙戦となったが、投票率は75.24%と前々回を11.89ポイント下回り、村民の関心が薄いと感じられました。

この背景にあるのは、平成17年9月まで12名であった議員定数が、同年9月の選挙戦では8名にコンプレッションされ、従来の地区推薦型が崩れる中、村政にかかわってみたいと思う方がいても、250票前後の票読みができないと立候補を決めかねる状況と思われます。財政的にも1名増員すると年間300万前後の経費が必要となり、村にとっても負担になりますが、村民の声を細かく聞くには定数10名が妥当と考えます。村長としてのお考えをお聞きしたい。

再質問は自席にて行います。

○議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 小山議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、最初の旧聖高原ホテルの解体及び跡利用の計画はということについて答えさせていただきます。

聖高原ホテルにつきましては、施設各所が老朽化したこと、また利用客数が大きく減少したことから、平成19年度末に閉鎖をして以来、今日に至っておるわけでございます。この建物につきましては、解体する予定にはなっておるわけでございますが、いまだ具体的な年次をお話しできる段階には至っておりません。村内にはほかにも解体を要する遊休施設があり、資金面、それから制度面などを含めて今後検討してまいりたい、こう思っております。

また、建物について調査をしていただいたということですが、宿泊棟につきましても基礎部等につきましては大変傷んでおるというような状況でございます。そのまま活用ということは難しいのではないかと、こう考えておるわけでございます。

また、ただいまオートキャンプ場にとのご提案がございましたが、跡地が適地かどうかということとはともかくとして、オートキャンプ場のご提案ということで受けとめをさせていただきたいと、こう思っております。オートキャンプ場につきましては、全国各地ですぐれたオートキャンプ場があるわけでございまして、そういったものを今後も研究しながら検討し

てまいりたいと、こう思っておるわけでございます。

2つ目のご質問、議会議員の定数についてということでございます。

現在の議会議員の定数8名についての村長の考え方ということでございますが、現在の議会議員の定数につきましては8年前に12名から8名になったわけでございます。この経緯につきましては、ご承知のことと思えますけれども村民のアンケートをとったり、そしてまた議会の中で検討をされ、最終的に8名になったという経過があるわけでございます。

私からこの定数について意見を申し上げることはできないわけでございますが、ただ議会議員さんの重要なお仕事である村民の思いを的確に把握して村政に反映させるということが難しい環境であるのかどうかということ、また村会議員選挙に意志のある方が立候補しやすい環境にあるかどうか、こうしたことについてもいろいろなご意見があるということは承知しておるわけでございます。

どうか議会議員の定数につきましては、議会議員として幅広い視野に立って研究を深めてほしい、私からもそんな思いであるわけでございます。私からは、具体的な定数についての発言は控えさせてほしいと、こう思っております。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、再質問をしますけれども、このホテルにつきましては、解体費用の見積もりみたいなものは出ているかどうかお聞きしたいんですが。

○議長（宮下光晴君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） まだ正確には出しておりません。私どもの解体という方向がまだ位置づけておりませんので、まだそこまで見積もりはとっておりません。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） いずれにしろ、使えないということであれば、解体する見通しとして費用の算出ぐらいは早目にする必要があると思いますが、それにしても経費がかかるということになると思いますが、いずれにしろ、自分で見た感じでもえらいきれいには見えませんので早急に何とかしてもらいたいと思いますが。

それと、あと現在あるキャンプ場の5年ぐらいの利用状況がわかったら教えていただきたいと思えます。

○議長（宮下光晴君） 観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） 利用状況ということでございます。私、聖高原のほうに赴任しまして4年になります。この4年の数字でお答えをさせていただきたいかなというふうに思います。

平成22年度のときにおきましては、いわゆるバンガロー、そして持ち込みテントサイトを使う方が年間で430人ほどおられました。このバンガローとキャンプ場の横には、いわゆるバーベキューコーナーといいまして日帰りでも使えるような施設がございます。その施設の利用状況にしますと1,500人ぐらいの人数が利用されております。23年度におきましては、バンガロー、テントサイトにつきまして590人ほど、それからバーベキューコーナーについては1,500人程度が利用しております。24年度については620名ほど使っております。それから、バーベキューコーナーを含む施設としましては1,700人が利用しております。25年度につきましては、9月末現在でございますが宿泊、いわゆるバンガロー、テントサイトでございますが630人ほど使っております。また、25年度のバーベキューコーナーにつきましては1,600人ほど利用をしております。

この4年間を平均しますと、大体宿泊からしますと560人程度になるのではないのかなというふうに見込めます。大体数字としては、天候さえよければこのぐらいの数字は入ってきているというのが今の聖高原の宿泊の現状でございます。

それと、オートキャンプ場につきましては、計画の中にもオートキャンプ場というのを以前から持っておりまして、もっと広い例えば健六の跡地はどうだろうかというようなことも、内部では協議しながら進めてきているわけでございますけれども、ただ、健六のほうに手をつけてしまいますと、花火のときの駐車場の確保が非常に困難になってくるというようなおそれもある関係上、踏み切れないでどうしようかと、場所を探しているのが今の現状でございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 今若者の間では手ぶらキャンプ、手ぶらバーベキューと言われるような最少限のもの、財布とバッグくらいを持って行って、あとの食品から飲み物まで全部現地で、テントを張るのまで全部現地でやってくれるというようなスタイルのキャンプ場なりバーベキューハウスみたいところが非常に人気があるということなんですが、この麻績村についても、地元の農産物を直接使用できるような形になるわけですから、そんなような形態の、要はうんと軽装で来てもキャンプなりバーベキューをして、若者たちがグループで来て

楽しんで帰れるような、そんなような施設に幾らか変更していくようなお考えはないかお聞きしたい。

○議長（宮下光晴君） 観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） 今のご提案でございますけれども、内部ではやはり食材の提供につきましては、レイクのほうから全部そういったものを提供できないだろうかというような内部の協議は進めてはおります。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） オートキャンプの件もそうですけれども、キャンプ場だったらもうある程度きれいな芝生と水道と電気くらいあれば、そんなに経費的に金のかかる話ではないと思いますので、また、なるべく早い段階で今あるスペースを広げてみるなり、また別のさっきの健六の跡地を使ってやってみるなりの、そういうお考えというのは村長さんには今のところありませんか。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほども数字で申し上げましたように、今自然志向といいますか、キャンプというようなものが徐々に人気が出ておるということは承知しております。こういった中でオートキャンプというご提案であるわけですが、オートキャンプとはちょっと違っておるんですが、実は、ことしもスキー場の中にテントを張ってというようなグループが来ております。これもオートキャンプを考えようによっては、スキー場の中を開放することによってその中へ車を持ってきて、車のすぐ脇で楽しむことができると、そんなことも考えればできることであります。オートキャンプ場、大変魅力あることでございますので、最初の答弁でも申し上げましたけれども、全国ですぐれたところが各所にあるわけでございますから、そういったところも研究しながら今後研究をしていきたいと、こう思っております。

○議長（宮下光晴君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、2点目の議員の定数についてですが、今まではこの議員の定数ということに縛りがあったわけですが、これが平成23年の法改正で法定上限数が撤廃され、それぞれの団体において議員定数を条例により定めることができるという条文に変わったわけですが、その前の段階の数字であっても、人口2,000人未満の町村でも12人の議員数までが上限として認められていたわけですが、今現在麻績の3,000という人口から割り出しても10名ぐらいが自分的には理想的な議員数ではないかと思うわけですが、このことに関しま

しては村長さんにどうこう言ってみても始まりませんので、また、私も一議員として議員の皆さんとお話をしていく中で、近い将来にはこういう数字がいいんじゃないかとかいう話をこれから今後していきたいと思います。

また、先ほどのホテルの件ですが、聖高原の入り口には靈感スポットのようなホテルが建っており、また奥に行けば老朽化したホテルがあると、こんなような状態のままにしておくのは、村長さんも観光事業には力を入れていかなければいけないということのある程度うたったわけですから、早い段階で入り口のホテルも、一生懸命観光課のほうで持ち主の洗い出し等やって解決に向けている姿勢はわかりますが、一刻も早い撤去なり解体なりを計画していくようお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ありがとうございます。

聖高原への思い、本当にありがたく受けとめさせていただいておるわけですが、先ほどの老朽化施設、これらの解体についてでございますが、最後に出たその話でございますが、実は先ほどの答弁でも、ほかにも解体を要する遊休建物があるという、実はここが今頭の痛い問題でございます。個人の所有になっておるということで、現在その解決に向けて努めておるわけですが、これらが解決できれば、さらに今度は取り壊し、跡利用をどうやっていくかと、こんなような問題も続いていくわけでございます。こういったことも含めて、今後この辺についてはきちんと取り組んでまいりたいと、こう思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それと、議員定数について、私のほうからは具体的な数字を申し上げるわけにはいかないということを答えさせていただきましたのは、現在の8名になったという経緯が8年前の議会として検討された結果でございますから、そのことについて私がいろいろ申し上げられないということを申し上げたわけでございます。ただ、今の議員定数につきましての思いについては、恐らく小山議員さんと同じような思い、私の思いも近いものがあるということだけは答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○5番（小山福績君） ありがとうございます。

○議長（宮下光晴君） 5番、小山福績議員の一般質問が終了しました。

以上で、通告されました議員全員の一般質問が終了しました。

◎委員長報告

○議長（宮下光晴君） 続いて、日程第2、委員長報告を議題といたします。

総務経済委員会に付託いたしました審査の結果について、報告を求めます。

宮下聡総務経済委員長。

〔総務経済委員長 宮下 聡君 登壇〕

○総務経済委員長（宮下 聡君） 総務経済委員会に付託されました3件の審査及び継続審査としておりました1件を再審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりであります。

第25－5号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情は、採択・意見書提出と決定しました。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっています。我が国は、25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられる第一約束期間（平成20年から24年までの間）に温室効果ガスを6%削減のうち、3.8%を森林吸収量により確保するとしております。

このような経緯を踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭の税率の特例措置が平成24年10月に導入されたが、用途はCO₂排出抑制対策に限定されています。森林の整備、保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠であります。

しかしながら、市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しているため、地方財源を確保・充実する仕組みの構築をすることが求められております。

当委員会は、陳情書の趣旨に賛同し、採択・意見書提出と決定しました。

第25－6号 道州制導入に反対する意見書についての要請は、採択・意見書提出と決定しました。

与党、また野党の一部においては、「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま道州制の導入が決定したかごとき法案が提出されようとしている」ことはまことに遺憾

であります。

提出されようとしている法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの市町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。

効率性、経済性を優先し、地域の伝統や文化、共同意識を無視してつくり上げる大規模な団体は住民を置き去りにするものであり、到底地方自治と呼べるものではありません。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体として国力の増強につながるものであると確信しております。道州制導入に断固反対する要請趣旨に本委員会は賛同し、採択・意見書提出と決定しました。

第25－7号 「山の日」制定を求める意見書提出を求める請願については、採択・意見書提出と決定しました。

日本は山の国です。古くから日本人は山に畏敬の念を抱き、森林の恵みに感謝し、豊かな自然とともに生きてきました。山の恩恵は溪谷の清流を育み、我が国を囲む海へと流れ、深く日常生活とかかわりながら人々の心を育んできました。我が国の文化は、山の文化と海の文化の融合によってその根幹が形成されてきました。

祝日「海の日」に対をなして、皆が山と深いかかわりを考える日に、また美しく豊かな自然を守り、次世代に引き継ぐことを銘記する日として「山の日」制定の提案に対し、本委員会は賛同し、採択・意見書提出と決定しました。

次に、第25－3号 母（朱春菊）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望については、審議未了と決定しました。

中国国内での人権問題でもあり、慎重に判断すべきものであるので、本委員会としては結論が出ず、審議する期間がないので審議未了と決定しました。

以上、総務経済委員会に付託されました4件の審査報告といたします。

○議長（宮下光晴君） 第25－5号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について、採決します。

ただいまの総務経済委員長の報告によると、第25－5号の陳情は、採択・意見書提出です。委員長の報告のとおり、第25－5号の陳情は、採択・意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第25－5号の陳情は、採択・意見書提出とすることに決定いたしました。
次に、第25－6号 道州制導入に反対する意見書についての要請について、採決します。
ただいまの総務経済委員長の報告によると、第25－6号の要請は、採択・意見書提出です。
委員長の報告のとおり、第25－6号の要請は、採択・意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第25－6号の要請は、採択・意見書提出とすることに決定いたしました。
次に、第25－7号 「山の日」制定を求める意見書提出を求める請願について、採決します。
ただいまの総務経済委員長の報告によると、第25－7号の請願は、採択・意見書提出です。
委員長の報告のとおり、第25－7号の請願は、採択・意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第25－7号の請願は、採択・意見書提出とすることに決定いたしました。
次に、継続審査としておりました第25－3号 母（朱春菊）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望について、採決します。
ただいまの総務経済委員長の報告によると、第25－3号の要望は、審議未了です。
委員長の報告のとおり、第25－3号の要望は、審議未了とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第25－3号の要望は、審議未了とし、審査を終了することに決定いたしました。
続いて、社会文教委員会に付託しました審査の結果について、報告を求めます。
坂口和子社会文教委員長。

〔社会文教委員長 坂口和子君 登壇〕

○社会文教委員長（坂口和子君） 社会文教委員会に付託されました3件の審査及び継続審査としておりました1件を再審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりであります。

第25－8号 長野県に対し新県立大学基本構想の見直しを求めるお願いについては、採択・意見書提出と決定しました。

阿部県知事は本年6月24日、新県立大学基本構想を発表しました。もとより新県立大学の構想については、従前より既存の県内私立大学との競合を避け、現代ニーズの高い学部・学科にするよう県内私立大学を初めとする関係機関より要請されていました。

発表された基本構想は、県内にある6つの私立大学のうち3つの私立大学の学部・学科との競合する内容となっており、構想をもとに県立大学が設置されますと、既存する県内私立大学の経営を圧迫し、県内高等教育全体の活力の低下、さらに定員割れによる経営難で各私立大学が立地する地域社会の衰退を招くものと危惧せざるを得ません。さらに、現在文部科学省で進めている大学改革実行プランでは、同一都道府県内に複数ある国立大学の整理統合の基本方針が示され、確定されようとしています。

このような現状の中で、本当に長野県にとって必要とされ、将来の高等教育を大きく振興するような大学構想になるようもう一度広く県民の意見を聴取し、再度見直し、検討を強く望む陳情趣旨に本委員会は賛同し、採択・意見書提出と決定しました。

第25－9号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情については、採択・意見書提出と決定しました。

私立高校は、独自の建学の精神に基づき、生徒それぞれの個性を育むことによってスポーツ・文化活動、進学や地域への貢献等に大きな成果を上げてきました。2010年度より高校授業料無償化政策が実施され、私立に通う生徒にも就学支援金が支給されました。しかし、昨今の低迷する厳しい経済状況の中で、保護者の学費負担は深刻な状況が続いています。ますます公立高校との格差が生じており、公教育の一翼を担う私学振興のために、当委員会は本陳情趣旨に賛同し、採択・意見書提出と決定しました。

第25－10号 憲法96条の発議要件緩和に反対する陳情については、採択・意見書提出と決定しました。

日本国憲法第96条には、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とし

ている」と定められています。日本国憲法改正手続における国民投票については、最低得票率の規定がないなどの問題に手をつけられないまま、発議要件緩和の提案だけがなされるのは本末転倒であります。

日本国憲法は、国の基本的なあり方を定める最高法規であることから、改正する場合は、国会での審議や国民投票による国民相互間の議論において慎重な議論が十分尽くされた上で改正されることを望みます。

日本国憲法の改正を容易にするため、改正の発議要件を緩和しようとすることに反対する陳情趣旨に当委員会は賛同し、採択・意見書提出と決定しました。

第25－2号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情については、審議未了とすることに決定しました。

陳情書の訴えは、臓器売買のため宗教、あるいは政治犯を殺害する行為は、驚愕的かつ容認することができない人権犯罪であります。中国国内での人権問題でもあり、本委員会としては結論が出ず、審議する期間がないので審議未了と決定しました。

以上、社会文教委員会に付託されました4件の審査報告といたします。

○議長（宮下光晴君） 第25－8号 長野県に対し新県立大学基本構想の見直しを求めるお願いについて、採決します。

ただいまの社会文教委員長の報告によると、第25－8号のお願いは、採択・意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第25－8号のお願いは、採択・意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第25－8号のお願いは、採択・意見書提出とすることに決定いたしました。

次に、第25－9号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情について、採決します。

先ほどの社会文教委員長の報告によると、第25－9号の陳情は、採択・意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第25－9号の陳情は、採択・意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第25－9号の陳情は、採択・意見書提出とすることに決定いたしました。
次に、第25－10号 憲法96条の発議要件緩和に反対する陳情について、採決します。
先ほどの社会文教委員長の報告によると、第25－10号の陳情は、採択・意見書提出です。
委員長の報告のとおり、第25－10号の陳情は、採択・意見書提出とすることにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第25－10号の陳情は、採択・意見書提出とすることに決定いたしました。
次に、継続審査としておりました第25－2号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情について、採決します。

ただいまの社会文教委員長の報告によると、第25－2号の陳情は、審議未了です。
委員長の報告のとおり、第25－2号の陳情は、審議未了とすることにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第25－2号の陳情は、審議未了とし、審査を終了することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮下光晴君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で平成25年第3回麻績村議会定例会第2日目を散会といたします。
この後、事務連絡がありますので、議員控室のほうへご参集願います。
大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時40分

平成25年第3回麻績村議会定例会 (第3日)

議事日程(第3号)

平成25年9月26日(木)午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 認定第 1 号 平成24年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成24年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成24年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成24年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成24年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成24年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 平成24年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 平成24年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 平成24年度麻績村観光事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第 1 号 麻績村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第11 議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 3 号 麻績村税以外の諸収入金に対する督促手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 4 号 麻績村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 5 号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第 6 号 麻績村営水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第 7 号 字の区域変更について

- 日程第17 議案第 8号 財団法人聖高原開発公社の解散に伴う残余財産寄付追加受納について
- 日程第18 議案第 9号 平成25年度麻績村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第10号 平成25年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第11号 平成25年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第12号 平成25年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第13号 平成25年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第14号 平成25年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第15号 平成25年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第16号 平成25年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第17号 平成25年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第28 同意第 2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第29 発議第 1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
- 日程第30 発議第 2号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について
- 日程第31 発議第 3号 「山の日」制定を求める意見書の提出について
- 日程第32 発議第 4号 新県立大学基本構想の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第33 発議第 5号 私立高校への公費助成に関する意見書の提出について
- 日程第34 発議第 6号 日本国憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書の提出について

（追加日程）

- 日程第35 議案第18号 平成25年度麻績村一般会計補正予算（第4号）

出席議員（8名）

1番 塚原紀男君

2番 高野長男君

3番 若林今朝路君

4番 坂口和子君

5番 小山福績君

6番 宮下聡君

7番 尾岸健史君

8番 宮下光晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村長 高野忠房君 副村長 市川浩史君

教育長 塚原勝幸君 村づくり推進課長 宮下利秀君

会計管理者兼
総務課長 清水清君 振興課長 飯森力君

住民課長 柳原俊文君 観光課長 宮下和樹君

教育次長 峰田江津子君

事務局職員出席者

議会事務局長 宮下勝富 書記 宮川美矢子

開会 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（宮下光晴君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成25年第3回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（宮下光晴君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

事務局長より、議案等の確認及び日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

○議長（宮下光晴君） 日程第1に入る前に、議案第7号について文中に訂正がありますので振興課長のほうから説明願います。

飯森振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 申しわけございません。議案第7号の字の区域変更についてでございますが、字の変更区域調書の中の2ページ目でございます。すみません、3ページ目でございます。申しわけございません。3ページ目の（6番）の下から4行目でございます。5603「bン1」になっておりますが、それを申しわけございませんが、漢字の「番」に訂正をお願いいたします。「5603番1」からということになりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第1、認定第1号 平成24年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

歳入、歳出、歳入歳出全般に分けて質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

その際、ページを言って質問してください。

6番、宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 14ページの財産収入の中の別荘地貸付収入の件について、村税の滞納のことについてちょっとお聞きしたいんですが、平成23年度が約2,708万、24年度が約2,778万となっております。この滞納額は前年より約70万3,000円ほど増となっておりますが、年々増加の傾向にあると言っております。これに伴い不納欠損額も約322万円となっております。こういった現状の中、今後どう検証し対策を立てるかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） 現在、別荘地の貸付収入におきましては、滞納額がふえているのが数字のごとく現状でございます。ただいま別荘の滞納者につきましては滞納の金額を徴収という自体は非常に難しいのが現実でございます。それに対して、今現在では滞納者に対しましては、もう意志がないものにつきましては寄附で村に戻してもらうような、そういう協議をして、今後とも滞納額いわゆる繰越分につきましては減らしていくこととして、出張等を繰り返して現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） この不納欠損分については、現在別荘所有者のほとんどが以前と変わって、世代交代があるんじゃないかということの中で、これは非常に回収困難と予想されます。

でも、これは実際こうやって徐々ではありますが増加傾向にあるということの中で、非常

にこれからは回収も大変かと思いますが、ぜひ、どういう形で今までのやり方でいいのかということと、それから世代交代の中で、早く言えば親とか、それから会社、法人関係もそうなんです、若い世代になって関係ないとか、今までの状況と全然変わっているんだというようなことの中で、これからは非常にこの別荘地貸付収入に対する回収が非常に困難だということが予想されます。

いろいろな方法で対策を立てないと、徐々にこの不納欠損分が膨らんでいくというようなことが予想されます。

村長、これからの村政運営を担うということの中で、どういった方法、何か別な形の回収方法があるのか、もうあればちょっとそんな方向も示してほしいと思います。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 実はこの別荘の地代の徴収という点については、大変私自身も頭の痛い問題であるわけであります。

といいますのは、ほかの税等につきましては法的な取り方もあるわけですが、徴収の仕方があるわけですが、地代につきましては、お願いをしてお支払いをいただくという形を今とっている、それしか今できないというような状況であります。それと今おっしゃられたとおり世代が変わるというようなこと、それから中には所有者が変わるということもあるわけですが、そういった中で以前のようないわゆる別荘に対する思いというものが、別荘地に対する思いというのが、時代が変わってきますと大分こう変わってきております。そうした中で別荘地を維持をしていきたいというお気持ちが薄れておるというような所有者がふえていくような気がするんです。

そうした中で、ただいま課長が申し上げたように、もう持たないとすれば、持って地代を払っていくという意志のない方についてはもう解除していただいて、新たなお客さんを見つけていくのか、あるいは場所によっては自然に返していくのかということも検討しなきゃならない時期にきているのかなとそう思っております。

いずれにいたしましても、滞納、多額の滞納のある方についてはその辺はしっかりとお話をして解除すべきものは解除していく、こんな方向をとっていきたくてこう考えておるわけであります。

以上です。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（宮下光晴君） ないようですので、これで一旦歳入については打ち切ります。

それでは、歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） ないようですので、それでは最後に歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

1 番、塚原議員。

○1 番（塚原紀男君） 2点ほどお願いしたいと思いますが、直接数字には関係ないかと思いますが、ただいまの別荘の関係についても滞納または不納欠損が継続している中で、行く行くは飛び散らかりを部分的にまとめてやりたいというような、前回というか前にお話があったわけでありましたが、その辺の進捗とかどんな考えでいるかお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 過去に、私が引き継いでおる中では、そういった難しい土地あるいは地形によって将来的に別荘としてふさわしくないような土地については、別荘ではなくてもとの状態に戻しながら、いわゆる山に戻しながら、別荘は条件のいいところにまとめたほうがいいのではないかというような意見はあった。また、そんな方向にしたいというようなことは私も聞いておるわけですが、現実問題として、たとえそういった場所でも奥に1軒の別荘があり、その別荘にこれからも住まわれるという本人のご希望があれば、その地域は管理してかなきゃいけないというのが現実であるわけであります。

また、そういったことが理想的なような形でできればいいわけですが、現実には難しいというようなことをございます。将来に向けて、もしそういった地域ができたとすれば、そんなこともいいとは思いますが、現実ではできないと、できていないというのが実態でございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1 番（塚原紀男君） はい、わかりました。

もう一点、防災無線の関係であります、防災会議等行っているかと思いますが、その中

でちょっと感じた点につきましては、たまたま本年度の8月17日の山林火災、それからそれ以前、ことしの初めだったか去年だったか防災無線で外の無線放送がなされたわけでありますが、音のピピピだか何か緊急放送あるなという放送がある音がしても、相当たないような内容、用件がわからない点が2件ほどあったわけでありますが、この関係については夜間の場合もあろうと思うし、日直の対応とか、いろいろその時の当直者なり日直者の対応でやられているということかと思いますが、その辺について何か教育というか訓練というかその辺が不足しているんじゃないかなとこんなふうに感じたわけですが、その辺のところ、いかがですか。

○議長（宮下光晴君） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清君） いろいろご心配やらおかけしている点につきましてはおわび申し上げるわけでございます。

緊急時でございまして、なかなか職員も冷静に対応できなかったという反省点のもと、9月の防災の日に合わせた訓練等では、職員にももう一度マニュアルを初め操作の仕方、こういうことも対応をしてきたところでございます。今後におきましても機会を見てそのような対応を取りながら落ちついて対応できるように心がけてまいりたいとこんなふうに思っているところでございます。

大変ご迷惑かけた点につきましてはおわび申し上げますとともに、今後についてはそのような対応も含めて対応してまいりたいとこんなふうに思います。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） この日直、宿直等には課長初めどういう職員が当たられているか、前にちょっと聞いたが課長も全員当たっているのかどうか、ちょっと。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 今現在におきましては、管理職といわれる課長級は日直、宿直はしておりません。また、庁舎外の勤務をされている方もその部分からは除いています。したがって、係長以下の職員が日直、宿直を務めるという状況で現在のところはシフトを組んでいるという状況です。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） そうすると、新規に入られた職員ももうその月から宿・日直等やっておるわけですか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 4月の新規採用の職員につきましては6カ月間というものは地方公務員法で見習いといいますか、そのような期間におかれているわけでございます。すなわち、その正式採用の通知が出るまでは全ての状況が的確にこなしていられるかどうかその判断の期間でございまして、日直、宿直につきましては3カ月たった、月でいきますと4月採用の方は7月から宿直あるいは日直の業務についているという状況でございますので、ご説明いたしました。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） 先ほどの音を直してから声が出てこないというのは、操作のやり方のことじゃないかと思うが、慌てていて声が出ないというのか、その辺操作のことならもうちょっと訓練すれば、そんなにあれじゃないかと思うが。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） はい、おっしゃられるとおり操作の段階でございまして、ボタンを押して赤いランプがついてからしゃべるということになっておるんですが、そのランプがどうしても気がせいているといいますか、早く放送をかけたいというような状況の中で、そのランプがつく前にしゃべるといような状況でございまして、あくまでも操作上の点でございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） わかりました。何回かまあ、何回というか、経験の豊富な方はそんなことはないと思うが、結局、新しく入られたあるいは二、三年のそういった職員については特にご指導いただいて、そういうことのないように一つお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮下光晴君） ほかにございせんか。

歳入歳出全般について。

[発言する者なし]

○議長（宮下光晴君） ないようですので、それでは認定第1号について質疑を終わります。

これより討論を行います。

本案に対する討論の発言を許可します。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮下光晴君） 討論なしと認めます。

それでは、採決します。

採決は、起立によって行います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下光晴君） 全員起立。

着席してください。

全員賛成と認め、認定第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第2、認定第2号 平成24年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

6番、宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 9ページなのですが、保険給付費の中の一般被保険者療養給付費については1億8,902万というようなこと、これはあまり変化ないと思うんですが、それと高額療養費、その一番下から2番目の高額療養費については2,522万で23年度の2,869万より300万ぐらいの減額となっております。こういったことから、支払準備基金が1,100万円積み立てております。年度末残高が1,666万というふうに予想しておりますが、こういったことで一般被保険者療養給付費及び高額療養費等の減額によってこの支払準備基金の積み立てが出た。また、これによって今まで特に国保についてはここ何年か県下で一番高いというような状況がずっと続いているわけなのですが、これを見ると徐々ではあるが改善されてきています。今までの高額療養費も少し落ちつき、なお減額になっているというようなことの中で、健康診断の受診率が上がってきたということからいろいろなことを加味した中で改善の方向に向かっていると判断してよいか、その辺聞きたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） はい、議員のおっしゃられることにつきましては、ご同意するこ

とはできないことはないんですけども、1年ではそれを一概には言えないというふうに思っております。したがって、これを今後あと二、三年は様子を見て落ちついてくるかどうかというところで判断をしていきたいというふうに思っております。現在のところ、今回の平成24年の決算におきましては一般療養費等につきましては下がっておりますが、今後どういう形で突出したものが出てくるかどうかというのはちょっとわかりかねるところもございますので、あと二、三年は様子を見ていきたいというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） ないようですので、それでは認定第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第2号は原案どおり認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第3、認定第3号 平成24年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、認定第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第3号は原案どおり認定することに決定しました。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第4、認定第4号 平成24年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮下光晴君） それでは、認定第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第4号は原案どおり認定することに決定しました。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第5、認定第5号 平成24年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

それでは、6番、宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 効果調書で見ていただいて、この中に長寿命化計画策定業務委託料、この件について聞きたいと思いますが、平成23年度の委託料が588万円、24年度が945万円となっております。この委託料のちょっと業務内容をお願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） はい、業務内容ということでございますが、今までやってきている部分の数値をしっかりと把握する中で、今後の施設の長寿命化のための計画を立てていくものでございます。その中にはデータの収集等全部入っておりまして長寿命化でこれからの施設をどのように長寿命化また施設を維持してやっていくと、どのくらいのところで改修が必要になるか。その改修に合わせた計画等を立てていくものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） これは、私の覚えているかぎりでは3年計画ということだと来年1年なるわけなんです、それでよろしいですか。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） はい、私のところもそういうふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

6番、宮下議員。

○6番（宮下 聡君） これは予算とはちょっと関係ないんですが、この長寿命化計画によって振興計画の中に上井堀地区のアクアセンター、それと公共下水道を一本化すると、つなぎ込むというような計画があるんですが、この一本化する、一元化する、これはどのくらいの期間でそれをやる計画であるのか、お願いしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） はい、そちらにつきましても、今県の下水道の関係と調整を進めております。今後その部分についてできるだけ早い時期に進められるよう計画を今進めているところでございます。ただし、今の施設をどのように、センターの建物をどのように使うか、利用するかということも許可の中での必要性が出てまいりますので、そこら辺も有効活用できるような体制が整うというような部分を見きわめまして進めていきたいというふうに考えておりますので、できれば1年でも半月でも早く手がかかけられるような状況につくっていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、認定第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第5号は原案どおり認定することに決定いたしました。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第6、認定第6号 平成24年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、認定第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第6号は原案どおり認定することに決定しました。

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第7、認定第7号 平成24年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

6番、宮下議員。

○6番（宮下 聡君） ページ8 ページの一番下の段の居宅介護サービス給付費についてお聞きしたいと思います。この費用金額は1億4,406万円ということで、昨年に比べると873万円の増額となっております。こういった居宅介護者の増加という中で、おおよそでいいですが何人くらい居宅介護を受けているかということ。

もう一つは、9ページの施設介護サービス給付費、これが1億4,736万円余ですが、これも23年度に比較しますと1,203万円増額となっております。この施設入所者がふえたこと、それと居宅介護サービスの費用がふえたこと、この2点について人数的に変わってきたことを特にお聞きしたい。その中で何か特徴的なことがあったのか、それもお聞きしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） まず、居宅介護サービスにつきましてでございますけれども、一番変わってきたところはおっしゃるとおり人数、件数がふえてきているということもあるんですが、ただ提供するサービスの内容がふえてきたということでございます。対象者につきましてはそれほど人数はふえてはいないというふうに解釈しております。ただちょっと詳しい人数につきましては後刻ちょっとご連絡といいますかお知らせしたいと思います。

それから、施設介護につきましてでございますけれども、こちらにつきましては、こちらのエリア内に福祉施設がふえたということでございます。老人保健施設1、それから高齢者のグループホームが1、それぞれ24年度中にふえてきたということが一番の原因ではないかと思われま。

以上でございます。で、申しわけございません、細かい件数につきましてはちょっと後刻ご連絡を申し上げたいと思います。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（宮下光晴君） それでは、認定第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第7号は原案どおり認定することに決定しました。

◎認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第8、認定第8号 平成24年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

2番、高野議員。

○2番（高野長男君） 認定第2号からただいまの認定第8号まで全て未収金がございます。

多分1件のうちで相当ダブっているところがあるんじゃないかとそんなふうに思いますし、金額も1軒にすれば相当な金額になるんじゃないかとそんなふうに思いますが、その回収方法をどういうふうに行っているかちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） それでは、村税のほうの関係からご説明を申し上げます。

村税の滞納につきましては、かねてから監査委員さんからの意見書でも指摘を申されております。その徴収方法も検討しながら滞納整理に当たるべきという意見書を頂戴いたしました。ここ2年ほどはより多く出向いて徴収に努めてきたり、あるいは計画的に分納と申しますか納めていただくようにご指導、お願いをしてきたわけでございます。幸にしてこのところは減額傾向にあると、しかしながらまだまだ600万円余の滞納がございまして、近年では別荘所有者すなわち村外者の件数、額もふえてきておるということで、今その検討をしたり内容を精査したりというような状況に入ってきております。

また、それぞれの今議員さんがおっしゃられたようにどの税目、あるいは使用料にもかかわる人もおいでになるのではないかとのお話でございます。これにつきましても当然そのような状況がございまして、それぞれ担当者のところを最優先として、そして、なおかつそ

の辺も情報を得ながら交渉をしているという部分もございます。

しかしながら、あくまでも責任はそれぞれの担当のところで行うということを明確にしながら進めておるといのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） 私のほうにつきましては、国保それから介護、それから後期高齢ということで、それぞれの保険料の徴収業務ということで担当させていただいております。

特に国保につきましては決算審査の意見書にも書かれておるとおり徐々に滞納額がふえてきているということでございます。こちらとしましても総務課サイドの村税とのダブリの方がほとんどということでございますので、同時に動く、または個々に動くということで徴収のほうを行っておるわけでございますけれども、なかなか徴収の実績になっていないというところが現状ではございます。

それぞれの担当につきましては家庭訪問、それから電話等で督促等お願いをしておるところでございますけれども、なかなか実績が上がってこないということでございます。

なお、後期高齢につきましては滞納につきましては全て完納してございますので、現在はゼロということになっております。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） はい、振興課の関係では上下水の関係がございまして。それと住宅がございまして、住宅についてはほとんどないという状況でございます。そんな中で、上下水の関係は上下水道とも重なってくる部分もございまして。また下水につきましては今までの公共ます負担金の部分もございまして。

そんな中でありますが、先ほど出ております村税、国保と同じような体制をとる中で行っているわけでございますが、特に水道につきましてはなかなか使われていないところ等につきましてはもう止水するというところで進めております。そんな中で万が一、特に別荘等でございますが使用したいということになれば納めていただく中で給水をするというような状況をつくりながら進めております。ただし、村民のいつも生活している方になりますとなかなか止水も難しい面もございまして。それも交渉しながら進めているという状況でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 高野議員。

○2番（高野長男君） これ督促料14.何%でしたか、かかりますよね。こういう人たちにまた14%やっていくとなおさら金額がふえてくるもので、そういった免除というものはできないでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 督促手数料は頂戴をしておりますが、延滞金につきましては、あくまでも村の考え方として本税を優先というような状況の中で対応しておるといようなところが現状でございます。なるべく徴収をしていただいて、ちょうどに納めている人に誤解を招かないように努力に努めていくところでございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

7番、尾岸議員。

○7番（尾岸健史君） 今の滞納の徴収の関連でございますけれども、長野県地方税滞納整理機構負担金というのを出しているわけですよね。これの効果についてご説明いただきたいと思えます。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 地方滞納整理機構が3年ほど前に設立をされました。その後それに負担金を払い、麻績村においては毎年、全県下でございますのでおおむねの市町村の割り当てといたしますか、その数が示されてくるわけでございますが、麻績村におきましては1件というような状況で現在これを活用しながら対応をしておるとい状況でございます。特に県外者の徴収にそれを利用しながら対応していると。しかしながら、その結果といたしましても住所不明あるいは財産がないというような状況の中で、結論的にいきますと法的手段によりまして不納欠損というような方法になってきておるといのが、ここの現在の状況でございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、ないようですので、認定第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第8号は原案どおり認定することに決定いたしました。

それでは、先ほどの介護保険の関係で宮下議員の質問に対する説明がございました。

住民課長。

○住民課長（柳原俊文君） それでは、先ほどのご質問ございました介護保険の関係の居宅介護、それから施設介護の関係につきましてでございますけれども、認定者につきましては前年に比べまして201人から235人ということで34名ふえてございます。

それから、要支援1、2ということでございますけれども、この関係につきましても人数的に言いますと47名から82名ということで約倍近くふえている。この関係につきましては、皆様ご存じのとおり玉井医院さんの横にあります通所リハビリの関係が関係してくるわけでございますが、その関係で要支援者のほうがふえているということで居宅サービス事業費もふえているということになります。

以上でございます。

○議長（宮下光晴君） それでは、会議を続けます。

◎認定第9号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第9、認定第9号 平成24年度麻績村観光事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

1番、塚原議員。

○1番（塚原紀男君） この観光事業につきましては昨年10月から指定管理制度によって共立メンテナンスがレイクサイド、それからシェーンガルテンとやっておるわけでありまして、その中で指定管理料を確か24年は2,590万、それから5年計画で28年度には360万というようにだんだん指定管理料を少なくして経営をしてもらうということの基本的には本当にいいわけでありまして。

そういう中で特に目につくのが、以前は公園管理等職員が専門にいなかったというような

こともあった経過もありますが、最近は専門にいて本当に管理が行き届いているとこんなふうに思われます。

その中でたまたま食事等、私本人も経験がありますし、村民の方からもちょっと言われた経過もございますが、内容としては、質が落ちて金額が上がったというか金額を多くしないと経営が成り立たないのか、これはもう個人的な意見であります、その辺について、要はお客が減ったではいけないと思いますし、まだ1年経過していないというような中では実績数字は出ていないかと思いますが、その辺、研修等研修というか、内容的なことを調査等しているのかいないのか、その辺お尋ねしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） 各個人の研修等を行っているかどうか、そういったことのサービス面についての研修等を行っているかどうかという点につきましては、そこまで調査はかけてございませんが、上がってきている売り上げ等の、それから利用者数の状況からはまだ半年ですのでこれが全てだということは申し上げられませんが、さほどそんなに数字が落ちているとかどうこういうことではございません。

やはり、今までいた職員が今まであった中で提供をしておりますので、さほど差は出ていないものとして見ているのが今の現状でございます。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） 総売り上げ、数字的には例えば落ちていない、あんまり目に目立たないというようなことかもしれませんが、ただ客数が減って単価が上がったことによって金額的にはそう落ちないとそんな判断をしているのかとも思われますが、以前より1品の単価が上がっているというか、食事をして相対的な中で単価が高いものを食わないと食べられない安いものはないと、なお質も落ちていると、こんなふうに私もそうですし、先ほども言ったように村民からもそんな意見等も聞いておりますが、その点、例えばここにおられる職員の皆さんが実際に行ってそんな経験をしていないのか、行って見たが全然以前と変わらないのか、その辺はどうですか。

○議長（宮下光晴君） 観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） 私の耳にもそのよううわさ等は聞こえてきているのが事実でございます。ただ、個々の品物について満足がいく品物かどうかについては各個人の差がございますので、その辺のところは控えさせていただきたいかなというふうに思います。

ただ、このうわさにつきましても、支配人のほうに今こういうことが私の耳のほうに聞こえてきているんだということは必ず伝えておりますので、ご意見につきましても報告をさせていただきますいたきたいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 塚原議員。

○1番（塚原紀男君） 村内の中ですから品目まで言っているのかわかりませんが、私の経験の中では、たまたま生ビール、生中、一般的に生ビールの中ジョッキというか、それを注文したところ私なりに判断するには生の小と、小と同程度が生中というようなことで単価は600円というようなことで、ちょっとこれは量は生中、私もあんまり飲まないけれども、そんなことは多分わかると思うが。そういった面でも落ちているなというふうに思いますし、それから、ある10人程度のいろんな行事等で使っている中でも、どうも質もよくはないから今度は違うところにしましょうと、当番がそちらの方であるのでそんなことも現実聞いておりますので、もうちょっと内容を精査していただいて、金額は同程度であってもお客が減ればなかなかこれ後取り戻すというのはそう簡単にはいかないかと思っておりますので、ぜひ、その辺精査されて、もし管理料が少ないなら値上げをしてでも以前と変わりのないような対応をしていかないとお客が減ってしまうと、こんなことをつくづく考え気づいたので申し添えて、以上で終わります。

○議長（宮下光晴君） ほかにございますか。

4番、坂口議員。

○4番（坂口和子君） スキーに関する件ですけれども、スキー場の整備についてはここにも予算でとられたように圧雪車の購入等されて、非常にスキー場の整備はなされていると思っておりますけれども、利用者の分析について伺います。

麻績の小学校の子供たちは毎年行っていると思います。スキーの教室等で行っていると思いますけれども、お隣の筑北村では聖高原のスキー場は利用されていないということを知っておりますし、今までのお話の中では逆に更埴等の、千曲市等の学校からは利用されているということのようですけれども、そこらの利用者の分析について、どのくらいふえているのか、それから学校単位のようなそういう団体利用がどのくらいあるのか、それから一般の利用者がどうあるのか、それからスノーボーミみたいな新しいとか若者が好むようなスキー場の利用についてはどのようになっているのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（宮下光晴君） 観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） 利用者数につきましては改めて報告をさせていただきます。手元にまだ数字等を持ってきてございませんので改めて利用者数については報告させていただきます。

それとスキー教室ですけれども、スキー教室につきましては議員さんのおっしゃられましたとおり麻績小学校が使っているのみ、後は子供のそり教室等で麻績保育園を含めて12団体、小学校あるいは幼稚園含めて12団体がそり教室というような形でご利用をいただいております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 日数的には延べ日数とか12団体で12回だけということですか、それとも、1団体が2回、3回とかということで、その利用率を伺いたいと思います。

○議長（宮下光晴君） 観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） 1学校が2回に分けて来るとかということもございますので、日程がかなり平日は詰まっております。ですので、そういったまた利用については改めて報告をさせていただきます。

それと先ほどの質問の中でスノーボードとスキーを分けているかということでもありますけれども、その辺のところは一緒くたんの数字で確認をしておりますので、利用者につきましては報告をさせていただきます。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（宮下光晴君） それでは、認定第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第9号は原案どおり認定することに決定いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第10、議案第1号 麻績村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第1号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第11、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第2号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第12、議案第3号 麻績村税以外の諸収入金に対する督促手数料
条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第3号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決
することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第13、議案第4号 麻績村後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第4号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第14、議案第5号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第5号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第15、議案第6号 麻績村営水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第6号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第16、議案第7号 字の区域変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第7号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第17、議案第8号 財団法人聖高原開発公社の解散に伴う残余財産寄付追加受納についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第8号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第18、議案第9号 平成25年度麻績村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第9号について質疑のある方の発言を求めます。

6番、宮下議員。

○6番（宮下 聡君） 9ページの一冊下の備品購入費の中の樹木粉碎機購入400万、この粉碎機についての使用方法どういった形でこれを使用するのか、その辺お聞きしたいと思えます。

○議長（宮下光晴君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） それでは、企画費の中の備品購入費の中の樹木粉碎機についてご説明をさせていただきます。

これにつきましては昨年度から竹林の整備ということで村内の竹林の整備を進めてきております。そんな中で現在20件ほどの要望をいただきまして、現在7件が終了して今8件目に入っているというような状況であります。今の現在の粉碎機につきましては少し小型なものでありまして、なかなか20件のものが対応できないということ、また本年度で交付税措置というものがなくなるということで、できれば本年度購入したいということで予算計上させていただきました。

使い方につきましては、現在の竹林整備の関係、また振興課のほうとも相互に活用して利用していきたいというふうに考えております。

○議長（宮下光晴君） 宮下議員。

○6番（宮下 聡君） そうすると今まで竹林の関係の粉碎機は地域おこし協力隊がほとんどやったんですが、この粉碎機もそういった形でやっていくのか。

○議長（宮下光晴君） 推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 今までどおり集落環境整備事業の竹林整備につきましては協力隊が主体となりまして、竹粉の活用も含めてやっていきたいというふうに考えております。

また、各課との連携、特に振興課になろうかと思えますけれども、そちらのほうについては振興課のほうでやるか、また協力隊も一緒にやらせていただくかというのは協議しながら進めていければと思えます。

○議長（宮下光晴君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、坂口議員。

○4番（坂口和子君） 8ページのところですけれども、財産管理費のところの旧母子センターの駐車場のところですけれども、この利用についてはいつでも誰でもあそこを利用しているということでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 基本的には村の財産ということでございます。

近年、地域交流センターあるいは役場のほうで県下的な大きな催し物も開かれるようになってきたり、この周辺の駐車場の不足というようなこともございます。

24年度末に母子センターが解体をされ土地が村のほうに返されたということで、跡利用も踏まえて駐車場にさせていただきました。そして、6月補正で駐車場整備費をとらせていただいていた工事をやったわけでございますけれども、どうしても段差がございまして危険度があるというような状況の中で防護柵をつけたいということから、今回計上をさせていただいたということでございます。

村民どなたがお使いになっても結構ですが、基本的にはこの役場、小学校、この周辺での活用になろうかと思えます。個人の方にお貸しするとかそういう考え方はございません。

以上です。

○議長（宮下光晴君） 坂口議員。

○4番（坂口和子君） 今の利用についての件ですけれども、北校舎というか今度の麻績学舎等に頻繁に使われるようになると、今あの前に一応駐車場がありますので、あそこにとめる方も多いですけれども、逆に今度麻績学舎の利用が多くなれば、そこを利用する人たちは母子センターの後の今のところを積極的に使ったほうが良いというような指導等はあるのでしょうか。

○議長（宮下光晴君） 総務課長。

○総務課長（清水 清君） 今現在の中においては、そのような協議あるいは詰めはしてございません。いずれにいたしましても、公有の財産でございますので利用を多くされることを望みながら、その都度協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

坂口議員。

○4番（坂口和子君） 今の件また周知のほうよろしく。決まりましたら使用方法など決まりましたら住民への周知をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

2番、高野議員。

○2番（高野長男君） この補正予算の中身についてちょっとお伺いしたいと思いますが、先

ごろ天皇皇后両陛下が2日間にわたって麻績村を来村されました。2日間にわたって1,500人以上の方が歓迎したようでございますが、麻績村に2日間来たということは麻績村または麻績村村民にとって大変光栄なことだとそんなふうに思いますが、それについて、記念碑というのですかそういったようなものを設置するような考えはないですか。ちょっと村長、そんなところのお考えをお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（宮下光晴君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今回の予算にそういった予算が盛られていないというようなことで答えさせてよろしいですか。

ただいま、高野議員さんおっしゃられましたように、本当に麻績村にとっても名誉なことであったとそう思っております。何らかの記念の形は残していかなきゃいけないというふうには考えておりますが、今具体的に記念碑というようなご提案があったわけでございますが、そんなことを含めて今後検討していきたいと考えております。

また、できるだけ早い時期に具体的なものを、他の例を少し参考にさせていただきながら考えてみたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮下光晴君） ほかにございせんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

ここで、先ほどの認定第9号の中で坂口議員のスキー場の利用状況についてということで観光課のほうで説明があります。

観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） 先ほどのご質問についてでございます。

利用者数、冬山いわゆるスキー場の関係でありますけれども、平成22年のときには4,470人が使っております。平成23年度につきましては5,631人、24年度につきましては5,389人

ほどが利用をしております。

この人数にはやはり営業の日数といたしますか、営業している期間が大分影響があります。平成22年のときには1月8日によろやくスキー場のスキー場開きができたということで3月21日まで平成22年は営業しております。23年におきましては12月31日から開始しまして3月26日までできております。24年度につきましては12月31日から3月18日まで営業をさせていただきます。以上でございます。

○議長（宮下光晴君） それでは、会議を続けます。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第19、議案第10号 平成25年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第10号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第10号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第10号は原案どおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第20、議案第11号 平成25年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第11号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第11号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第11号は原案どおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第21、議案第12号 平成25年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第12号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第12号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第12号は原案どおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第22、議案第13号 平成25年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第13号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第13号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第13号は原案どおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第23、議案第14号 平成25年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第14号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第14号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第14号は原案どおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第24、議案第15号 平成25年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第15号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第15号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第15号は原案どおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第25、議案第16号 平成25年度麻績村後期高齢者医療特別会計
補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第16号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第16号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決
することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第16号は原案どおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第26、議案第17号 平成25年度麻績村観光事業特別会計補正予
算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第17号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第17号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決
することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第17号は原案どおり可決されました。

これより、上程する議案2件については人事案件であります。

日程第27、同意第1号 教育委員会委員の任命について、日程第28、同意第2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

お諮りいたします。

それぞれの議案を上程する前に全員協議会にて協議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認め、これより全員協議会が終了するまで、暫時休憩いたします。

直ちに委員会室に移動をお願いいたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時04分

○議長（宮下光晴君） それでは、会議を再開いたします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第27、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 同意第1号 教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

麻績村教育委員会委員の塚原明水氏が、平成25年9月30日をもって任期満了となること

から、引き続き麻績村麻4389番地2、塚原明水氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、任期は平成25年10月1日から平成29年9月30日の4年間です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

同意第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、同意第1号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認め、本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、同意第1号に同意することに決定いたしました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第28、同意第2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 同意第2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

麻績村固定資産評価審査委員会委員の若林基宜氏が、平成25年9月30日任期満了となることから、引き続き麻績村麻6209番地、若林基宜氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、任期は平成25年10月1日から平成28年9月30日までの3年間であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

同意第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、同意第2号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、同意第2号に同意することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第29、発議第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、発議第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決されました。

◎発議第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第30、発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、発議第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決されました。

◎発議第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第31、発議第3号 「山の日」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、発議第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決されました。

◎発議第4号の上程、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第32、発議第4号 新県立大学基本構想の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、発議第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第4号は原案どおり可決されました。

◎発議第5号の上程、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第33、発議第5号 私立高校への公費助成に関する意見書の提出
についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第5号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、発議第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決
することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第5号は原案どおり可決されました。

◎発議第6号の上程、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） 日程第34、発議第6号 日本国憲法第96条の発議要件緩和に反対す
る意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第6号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、発議第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決
することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第6号は原案どおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下光晴君） ここでお諮りします。

ただいま村長より議案第18号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

議案第18号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定いたしました。
事務局長、議案日程と議案を配付してください。

〔資料配付〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第18号について提案者の提案理由の説明を求めます。
高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 議案第18号 平成25年度麻績村一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

9月16日、長野県全域に到来した台風18号について、村内において農地災害及び聖高原の観光施設の法面の一部崩落が生じたところです。緊急対応のため補正を行うものです。

歳入については、国庫補助金並びに一般財源として地方交付税を充当し、歳出については、農地費、観光総務費、災害復旧費等に復旧関連経費を計上させていただきました。補正額は1,100万円です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮下光晴君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案を審議する前に全員協議会にて提出者より詳細説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認め、これより全員協議会終了するまで暫時休憩といたし

ます。

直ちに委員会室に移動をお願いいたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時41分

○議長（宮下光晴君） それでは、会議を再開いたします。

質疑を行います。

議案第18号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） それでは、議案第18号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第18号は原案どおり可決されました。

◎村長挨拶

○議長（宮下光晴君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

ここで、村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月19日に開会されました第3回麻績村議会定例会におきましては、平成24年度決算認

定を初め、条例の改正、制定、平成25年度一般会計及び特別会計の補正予算、人事案件ほかの議案を提出させていただきました。

これら全議案につきまして慎重にご審議を賜り、全て原案どおりお認めいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。ご決定いただきました事項につきましては、職員ともども全力で当たってまいります。

一般質問におきましては、今日の課題や将来の村づくりに向けての貴重な事柄など、真剣に論議をさせていただきました。また、多くの貴重なご提言も頂戴いたしました。このことにも、重ねて感謝を申し上げます。

監査委員からのご意見にもございましたが、今度とも健全な財政運営に配慮し、貴重な財源を一層効果的に活用し、元気で希望の持てる麻績村づくりに努力してまいります。

本定例会が最終となる第15期議会議員各位には、この4年間麻績村発展のために心血を注いでいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

また、先の議会議員選挙でめでたく再選されました議員各位には、引き続き麻績村発展のためにご活躍されますようお祈り申し上げ、また、ご勇退される各位には、お立場は変わりましたが健康にご留意され引き続き高所からご助言、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ご勇退される各位には4年間の締めくくりとなる今定例会閉会に当たり、麻績村民を代表して心から感謝を申し上げ、挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（宮下光晴君） 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

ここで、閉会前に一言ご挨拶を申し上げます。

第15期麻績村議会もこの9月をもって任期満了となります。この4年間、村長初め村の三役、職員の皆さん、また村民の皆さんには深いご支援とご協力を賜り、議会を代表いたしまして心より感謝を申し上げます。

私は議長という重責に立ち、行政との調整役と、また議会の取りまとめ役、円滑なる議会運営に徹してまいりました。当初、不安もあり任を全うできるか心配ではありましたが、皆

さんの強いお力添えをいただき、微力ながらも自分なりに精いっぱい努力することができました。

特に、議員各位におかれましては、4年前は無投票ということで世論からの批判もあり、私は議長就任時の挨拶で議員個々の資質を高めて活動するよう要望いたしました。

終わってみれば一般質問も毎回半数以上の方が質問をし、全員が行ったことも何度かありました。議員各位がそれぞれの立場において、常日ごろから研さんされ、努力されていたことにも感謝をいたします。

議会改革の一環では一人でも多くの村民に村政を理解してもらうために村側のご協力もいただき、子ども模擬議会の継続や中心地域では初めての休日土曜議会の開催もできました。

終わりのない行政改革と議会改革を求められている中で、1つでも2つでも達成できたのは皆さんのご協力があったからであります。

次期第16期麻績村議会では、現職3名の方が引き続きその使命を担っていただきます。健康には十分留意しながらも、より一層ご活躍されますことをご期待申し上げます。

終わりに麻績村と麻績村議会のさらなる飛躍と発展、村民皆様のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げまして、私議長からの挨拶といたします。

4年間、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、平成25年第3回麻績村議会定例会を閉会いたします。

この後事務連絡がございますので議員控え室のほうへご参集願います。

長期間、大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 3時49分